

社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会

第7回議事次第

平成21年5月18日（月）

17:00～19:00

厚生労働省共用第7会議室（5階）

議題

1. 開会
2. 児童福祉法等の一部を改正する法律施行関係及び平成20年度社会的養護における施設ケアに関する実態調査関係等について
3. 閉会

配布資料一覧

資料 1-1

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う政令・省令・告示の整備について（社会的養護関連部分）

資料 1-2

社会的養護の現状と取組の方向性について

資料 1-3

被措置児童等虐待対応ガイドライン

資料 2

平成20年度社会的養護における施設ケアに関する実態調査（タイムスタディ調査の実施状況（報告））

調査票

- （様式1）調査実施確認票
- （様式2）調査対象児童一覧表
- （様式3）調査対象職員一覧表（2日間タイムスタディ調査用）
- （様式4）調査対象職員一覧表（7日間タイムスタディ調査用）
- （様式5）調査対象職員の勤務シフト確認票（2日間タイムスタディ調査用）
- （様式6）調査対象職員の勤務シフト確認票（7日間タイムスタディ調査用）
- （様式7）調査員担当票
- （様式8-①）アセスメント調査票（母子生活支援施設以外・就学前児童用）
- （様式8-②）アセスメント調査票（母子生活支援施設以外・就学後児童用）
- （様式9-①）アセスメント調査票（母子生活支援施設・就学前児童用）
- （様式9-②）アセスメント調査票（母子生活支援施設・就学後児童用）
- （様式9-③）アセスメント調査票（母子生活支援施設・世帯票）
- （様式10）突発事業等調査票
- （様式11）2日間タイムスタディ調査票（他計式）
- （様式12）7日間タイムスタディ調査票（自計式）
- （様式13）施設概況調査票
- （資料1）業務分類コード表（ケアコード表）目次

資料 3-1

平成19年度社会的養護施設における実態調査のクロス集計

資料 3-2

平成19年度社会的養護施設に関する実態調査中間報告書

（平成20年10月31日第6回社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会提出資料）

資料 4-1

施設設備実態調査（調査票）

資料 4-2

平成21年度厚生労働省補正予算案の概要（雇用均等・児童家庭局所管分）

資料 4-3

平成21年度補正予算案（子育て支援）の概要

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う
政令・省令・告示の整備について（社会的養護関連部分）

I 趣旨

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成20年法律第85号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、所要の規定の整備を行うもの。（平成21年4月1日施行分）

II 改正概要

(1) 里親制度の改正

A 里親の認定登録等について

【児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）の一部改正】

児童福祉法

第三十四条の十五 本人又はその同居人が次の各号のいずれかに該当する者は、養育里親となることができない。

一・二 (略)

三 この法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四 (略)

② (略)

<内容>

児童福祉法第三十四条の十五は、養育里親の欠格要件を定めたものである。このうち、罰金の刑に処せられた場合に養育里親の欠格要件に該当する法律を、以下のとおり定める。（児童福祉法施行令第34条関係）

- ① 社会福祉法
- ② 児童扶養手当法
- ③ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律
- ④ 児童手当法

○ 里親の認定登録等を児童福祉法施行規則に規定することに伴い、里親の認定等に関する省令は廃止する。

【児童福祉法施行規則の一部改正】

児童福祉法

第6条の3 この法律で、里親とは、養育里親及び厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者であつて、養子縁組によつて養親となることを希望するものその他のこれに類する者として厚生労働省令で定めるもののう

ち、都道府県知事が第二十七条第一項第三号の規定により児童を委託する者として
相当と認めるものをいう。

② (略)

<内容>

- 里親が養育する要保護児童の人数は4人以下とする。
- 養子縁組によって養親となることを希望するものその他のこれに類する者として
厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。
 - ① 養子縁組によって養親となることを希望する者
 - ② 要保護児童の三親等以内の親族であって、要保護児童の両親その他要保護児童を
現に監護する者が死亡、行方不明又は拘禁等の状態となったことにより、これら
の者による養育が期待できない要保護児童を養育することを希望する者

児童福祉法

第6条の3 (略)

- ② この法律で、養育里親とは、前項に規定する厚生労働省令で定める人数以下の要
保護児童を養育することを希望し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めると
ころにより行う研修を修了したことその他の厚生労働省令で定める要件を満たす者
であって、第三十四条の十四に規定する養育里親名簿に登録されたものをいう。

<内容>

- 厚生労働省令で定めるところにより行う研修（養育里親研修）は、厚生労働省大
臣の定める基準（告示。別紙1参照）を満たす課程により行うこととする。
- 厚生労働省令で定める要件（養育里親の要件）を満たす者は、経済的に困窮して
いない者であって、養育里親研修を修了したものとする。

児童福祉法施行令

第35条 この政令で定めるもののほか、福祉の保障に関し必要な事項は、厚生労働
省令でこれを定める。

(専門里親について必要な要件などを定める。)

<内容>

- 1 専門里親とは、2に掲げる要件に該当する養育里親であって、次の①から③までの
いずれかに該当する要保護児童のうち、都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置
市の市長を含む。以下「(6) 里親関係」において同じ。(※)）がその養育に関し特
に支援が必要と認めた者を養育するものとして養育里親名簿に登録されたものをい
う。
- ① 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第二条に規定する児
童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童
 - ② 非行等の問題を有する児童

③ 身体障害、知的障害又は精神障害がある児童

(※) 指定都市及び児童相談所設置市が処理する事務の範囲は政令事項。

2 専門里親は、以下の①から③までの要件に該当する者とする。

① 以下のイからハまでのいずれかに該当すること。

イ 養育里親として三年以上の要保護児童の養育の経験を有する者。

ロ 三年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めた者。

ハ 都道府県知事がイ又はロに該当する者と同様以上の能力を有すると認めた者。

② 専門里親研修（専門里親となることを希望する者が必要な知識及び経験を修得するために受けるべき研修であって、厚生労働大臣が定めるもの（告示。別紙2参照）の課程を修了していること。

③ 委託児童の養育に専念できること。

(※) ただし、①イについては、施行日前における里親としての経験を含むものとする。

児童福祉法

第34条の14 都道府県知事は、第27条第1項第3号の規定により児童を委託するため、厚生労働省令で定めるところにより、養育里親名簿を作成しておかなければならない。

第34条の16 この法律に定めるもののほか、養育里親名簿の登録のための手続その他養育里親に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

<内容>

1 養育里親名簿の登録事項は以下のとおりとする。

① 登録番号及び登録年月日

② 住所、氏名、性別、生年月日、職業及び健康状態

③ 同居人の氏名、性別、生年月日、職業及び健康状態

④ 養育里親研修を修了した年月日

⑤ 一年以内の期間を定めて要保護児童の委託をされることを希望する場合にはその旨

⑥ 専門里親の場合にはその旨

⑦ その他都道府県知事が必要と認める事項

2 養育里親登録希望者の申請書類等

○ 養育里親希望者が提出する申請書に記載する事項は、以下のとおりとする。

① 住所、氏名、性別、生年月日、職業及び健康状態

② 同居人の氏名、性別、生年月日、職業及び健康状態

③ 養育里親研修を修了した年月日又は修了する見込みの年月日

④ 養育里親になることを希望する理由

⑤ 一年以内の期間を定めて要保護児童の委託をされることを希望する場合にはその旨

⑥ 従前に里親（施行日前における里親を含む。）であったことがある者はその旨

及び当該登録等が他の都道府県におけるものであった場合には当該都道府県名

⑦ その他都道府県知事が必要と認める事項

○ 申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

① 申請者及びその同居人の履歴書

② 申請者の居住する家屋の平面図

③ 養育里親研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類

④ 法34条の15に規定する養育里親の欠格事由に該当しないことを証する書類

⑤ その他都道府県知事が必要と認める書類

3 養育里親のうち、専門里親となることを希望する者の提出する申請書類

○ 専門里親を希望する者が提出する申請書に記載する事項は、2に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

① 専門里親の要件の①のイからハまでのいずれか及び③の要件に該当する事実

② 専門里親研修を修了した年月日又は修了する見込みの年月日

○ 専門里親となることを希望する者の申請書は、養育里親登録希望者が申請書に添付する書類の他に、次に掲げる書類を添えなければならない。

① 専門里親の要件の①のイからハのいずれかの要件に該当することを証する書類

② 専門里親研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類

4 申請書の受理及び登録の決定

○ 都道府県知事は、申請書を受理したときは、養育里親の要件（専門里親については、専門里親の要件）に該当することその他要保護児童を委託する者として適当と認めるものであることを調査して、速やかに、養育里親名簿に登録し、又はしないこと（専門里親については、専門里親として登録すること又はしないこと）の決定を行わなければならない。

○ 都道府県知事は、決定を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該養育里親希望者に通知しなければならない。

5 変更等の届出

○ 養育里親が次の①から④までに規定する場合のいずれかに該当することとなったときには、①から④までに規定する者は、その日（①の場合にあっては、その事実を知った日）から三十日以内に、その旨を養育里親登録をしている都道府県知事又は当該各号に規定する者の住所地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

① 死亡した場合 その相続人

② 法第34条の15第1号に該当するに至った場合 その後見人又は保佐人

③ 法第34条の15第2号から第4号までに該当するに至った場合 本人

④ 「経済的に困窮していない者であつて、養育里親研修を修了したもの」とする要件に該当しなくなった場合 本人

○ 養育里親は、養育里親名簿に記載されている事項について変更が生じたときは、遅滞なく、これを都道府県知事に届け出なければならない。

6 登録の消除等

- 都道府県知事は、次の①から④までのいずれかに該当する場合には、養育里親名簿の登録を消除しなければならない。
 - ① 本人から登録の消除の申し出があった場合
 - ② 5により、5の①から④までに規定する場合のいずれかに該当する旨の届出があった場合
 - ③ 5による届出がなくて5の①から④までに規定する場合のいずれかに該当する事実が判明した場合
 - ④ 不正の手段により養育里親名簿への登録を受けた場合
- 都道府県知事は、次の①②のいずれかに該当する場合には、養育里親名簿の登録を消除することができる。
 - ① 養育里親が法第45条第2項又は第48条の規定に違反した場合
 - ② 養育里親が法第46条第1項の規定により報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をした場合
- 都道府県知事は、専門里親として登録を受けていた者が専門里親の要件に該当しなくなったときは、専門里親である旨の記載を消除しなければならない。

7 養育里親名簿の有効期間等

- 養育里親名簿の登録の有効期間（以下「有効期間」という。）は、5年とする。ただし、専門里親としての登録の有効期間については、2年とする。
- 養育里親名簿の登録は、養育里親の申請により更新し、登録の更新を受けようとする者は、都道府県知事が厚生労働大臣が定める基準（告示。別紙3参照）に従い行う研修（以下「更新研修」という。）を受けなければならない。
- 養育里親名簿の登録の更新の申請が行われた場合に、有効期間の満了の日までに都道府県知事が更新研修を実施しないとき又は実施しているが全ての課程が修了していないときは、従前の登録は、有効期間の満了後も都道府県知事が研修を実施し、その研修が修了するまでの間は、なおその効力を有する。研修の修了により、登録の更新がされたときは、更新後の登録の有効期間は、従前の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

8 養子縁組によって養親となることを希望する者等に関する認定等について

- 要保護児童について、養子縁組によって養親となることを希望する者等に係る認定等については、養育里親の認定等に準じて、都道府県知事が行うものとする。

9 経過措置

- 施行日（平成21年4月1日）までの間に、養子縁組によって養親となることを希望する里親となることを希望する旨を記載した申請書を都道府県知事に提出した者については、施行日以降、養育里親とみなす規定は適用しないものとする。
- 施行日において現に登録を受けている専門里親は、改正後の専門里親とみなす。
- 施行日において、現に里親が養育している委託児童の人数が4人を超えている場合には、当該委託児童の人数が4人以下となるまでの間は、現に委託している委託児童の人数を養育できるものとする。

【里親が行う養育に関する最低基準（平成14年厚生労働省令第116号）の一部改正】

児童福祉法施行令

第35条 この政令で定めるもののほか、福祉の保障に関し必要な事項は、厚生労働省令でこれを定める。

（里親制度の見直し、小規模住居型児童養育事業の創設等に伴い、規定の見直しを行う。）

<内容>

1 職業指導里親及び短期里親の廃止

職業指導里親及び短期里親の廃止に伴い、関係規定を削除する。

2 里親支援機関の創設に伴う改正

里親支援機関の創設に伴い、関係規定を整備する。

3 里親が同時に養育する委託人数に関する改正

○ 里親が同時に養育する委託児童及び委託児童以外の児童の人数の合計は6人を超えることができないとされていたところ、小規模住居型児童養育事業の創設に伴い、委託児童については、4人までに改正する（委託児童及び委託児童以外の児童の人数の合計については従来通り）。

○ 専門里親が同時に養育する委託児童の人数は、2人を超えることができないとこととしていたところ、次の①から③までのいずれかに該当する委託児童について、2人までとし、その他の児童も含めて同時に委託できる人数は、4人までとする。

① 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第二条に規定する児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童

② 非行等の問題を有する児童

③ 身体障害、知的障害又は精神障害がある児童

○ 施行日（平成21年4月1日）において現に委託児童を養育している里親は、現に養育している委託児童については、4人を超える委託児童を養育することができる。

B 里親支援機関について

【児童福祉法施行規則の一部改正】

児童福祉法

第11条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一・二 （略）

イ～ホ （略）

へ 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。

②・③ （略）

④ 都道府県知事は、第一項第二号へに掲げる業務に係る事務の全部又は一部を厚生

労働省令で定める者に委託することができる。

⑤ (略)

<内容>

- 法第11条第4項に規定する厚生労働省令で定める者（里親支援機関）は、都道府県知事が同条第1項第2号へに掲げる業務を適切に行うことができる者と認めた者とする。

(2) 小規模住居型児童養育事業の創設（ファミリーホーム）

【児童福祉法施行規則の一部改正】

児童福祉法

第6条の2（略）

②～⑦（略）

⑧ この法律で、小規模住居型児童養育事業とは、第27条第1項第3号の措置に係る児童について、厚生労働省令で定めるところにより、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）の養育に関し相当の経験を有する者その他厚生労働省令で定める者（次条第1項に規定する里親を除く。）の住居において養育を行う事業をいう。

<内容>

1 事業の実施のための人員・設備・運営等に関する事項を以下のとおり定める。

(1) 事業基本方針について

(基本方針)

○ 小規模住居型児童養育事業は、養育者の住居において、複数の児童が相互の交流を行いつつ、委託児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、委託児童の自立を支援することを目的として行われなければならない。

(委託児童を平等に取り扱う原則)

○ 小規模住居型児童養育事業者は、委託児童の国籍、信条、社会的身分又は入居に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

○ 小規模住居型養育事業に従事する養育者及び補助者（家事援助等により養育者を補助する者）（以下「養育者等」という。）は、法第33条の10各号に規定する行為その他委託児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

○ 小規模住居型児童養育事業に従事する養育者は、委託児童に対し法第47条第2項の規定により懲戒に関しその児童の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

○ 小規模住居型児童養育事業者は、委託児童の権利擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その養育者等に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(2) 人員について

○ 小規模住居型児童養育事業者は、小規模住居型児童養育事業を行う住居（以下「小規模住居型児童養育事業所」という。）ごとに3人以上の養育者を置かなければならない。ただし、養育者が1人以上である場合には、補助者をもってその他の養育者に代えることができる。補助者は、2の⑤に該当する者とする。

○ 1人以上の養育者が当該住居に生活の本拠をおく専任の養育者でなければならないものとし、うち1人を小規模住居型児童養育事業所の管理者とするものとする。

(3) 設備について

- 小規模住居型児童養育事業所は、委託児童の居室、台所、浴室、洗面所、便所その他委託児童が日常生活を営む上で必要な設備及び食堂等委託児童が相互に交流を図ることができる設備を設ける。
- 小規模住居型児童養育事業所の設備は、養育者等が委託児童に対して適切な養育を行うことができるものであるほか、小規模住居型児童養育事業所の設備の全てが委託児童の適切な養育に資するものであることとする。
- 委託児童の年齢等に応じ男子と女子の居室を別にすることとする。
- 保健衛生及び安全について配慮されたものでなければならない。

(4) 運営について

① 教育

- 小規模住居型児童養育事業者は、委託児童に対し、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく義務教育のほか、必要な教育を受けさせるよう努めなければならない。

② 衛生管理等

- 小規模住居型児童養育事業者は、委託児童の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 小規模住居型児童養育事業者は、小規模住居型児童養育事業所において感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

③ 食事

- 小規模住居型児童養育事業者は、委託児童に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、委託児童の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について、栄養並びに委託児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

④ 自立支援計画の遵守

- 小規模住居型児童養育事業者は、児童相談所長があらかじめ当該小規模住居型児童養育事業者並びにその養育する委託児童及びその保護者の意見を聴いて当該委託児童ごとに作成する自立支援計画に従って、当該委託児童を養育しなければならない。

⑤ 秘密保持等

- 小規模住居型児童養育事業の養育者等は、正当な理由がなく、その業務上知り得た委託児童（委託を解除された児童を含む。次項において同じ。）又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 小規模住居型児童養育事業者は、養育者等であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た委託児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

⑥ 記録の整備等

- 小規模住居型児童養育事業所には、養育者等、財産、収支及び委託児童の処

遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

⑦ 苦情への対応等

- 小規模住居型児童養育事業者は、その行った養育に関する委託児童等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 小規模住居型児童養育事業者は、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって、養育者等以外の者を関与させなければならない。
- 小規模住居型養育事業は、自らその行う養育の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

⑧ 都道府県知事の調査

- 小規模住居型児童養育事業者は、都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市の市長を含む。以下「(5)小規模住居型児童養育事業関係」において同じ。(※)）からの求めに応じて、委託児童の状況について、定期的に都道府県知事の調査を受けなければならない。
- (※) 指定都市及び児童相談所設置市が処理する事務の範囲は政令事項。

⑨ 支援体制の確保

- 小規模住居型児童養育事業者は、緊急時の対応などを含め、委託児童の状況に応じた適切な養育を行うことができるよう、児童の通学する学校、児童相談所、児童福祉施設、児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所、警察その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

⑩ 管理者の責務

- 小規模住居型児童養育事業所の管理者は、養育者等並びに業務の管理及びその他の管理を一元的に行わなければならない。
- 小規模住居型児童養育事業所の管理者は、養育者等にこの省令で定める規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

⑪ 運営規程

- 小規模住居型児童養育事業者は、小規模住居型児童養育事業所ごとに、次に掲げる事業運営の重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。
 - イ 事業の目的及び運営の方針
 - ロ 養育者等の職種、員数及び職務の内容
 - ハ 入居定員
 - ニ 養育の内容
 - ホ 緊急時等における対応方法
 - ヘ 非常災害対策
 - ト 委託児童の権利擁護、虐待の防止等を図るために必要な事項
 - チ 外部評価の実施状況等養育の質の向上のために図る措置の内容
 - リ その他運営に関する重要事項

⑫ 勤務体制の確保

- 小規模住居型児童養育事業者は、委託児童に対し、適切な養育を実施できるよう、小規模住居型児童養育事業所ごとに、養育者等の勤務の体制を定めてお

かなければならない。

⑬ 定員の遵守

- 小規模住居型児童養育事業所の入居定員は、5人又は6人とする。
- 小規模住居型児童養育事業者は、入居定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

⑭ 非常災害対策

- 小規模住居型児童養育事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練を行うように努めなければならない。

2 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の養育に関し相当の経験を有する者その他厚生労働省令で定める者は、以下の①から④までのいずれか及び⑤に該当する者とする。

- ① 養育里親として2年以上同時に2人以上の委託児童の養育の経験を有する者
- ② 養育里親として5年以上登録し、かつ、通算して5人以上の委託児童の養育の経験を有する者
- ③ 3年以上児童福祉事業に従事した者
- ④ 上記に準ずる者として、都道府県知事が適当と認めた者
- ⑤ 児童福祉法第34条の15第1項各号に該当しない者

(※) ただし、①②については、施行日前における里親としての経験を含むものとする。

児童福祉法

第34条の3 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業を行うことができる。

②・③ (略)

<内容>

- 小規模住居型児童養育事業者が事業を開始する際の届出事項、事業を休廃止する場合の届出事項は、児童自立生活援助事業と同様の事項とする。(以下のとおり)

<参考>届出事項

(事業開始の際の届出事項)

- 事業を開始する際には、以下の事項を届出する。
 - ・ 経営者の氏名及び住所(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)
 - ・ 条例、定款その他の基本約款
 - ・ 運営規程
 - ・ 主な職員の氏名及び経歴
 - ・ 当該事業の用に供する施設の名称
 - ・ 事業開始の予定年月日
- 届出の際には、収支予算書及び事業計画書を定収しなければならない。ただし、インター

ネットで都道府県知事が閲覧できる場合には、この限りではない。

(休廃止の際の届出事項)

- 休止又は廃止しようとする場合には、以下の事項を届出する。
 - ・ 廃止又は休止しようとする年月日
 - ・ 廃止又は休止の理由
 - ・ 現に便宜を受け又は入居している者に対する措置
 - ・ 休止しようとする場合にあっては、休止の期間

【公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令の一部改正】

- 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）について、事業を実施する場所の確保を容易にし、事業の普及促進を図るため、児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により都道府県等から委託を受けた者について、小規模住居型児童養育事業を公営住宅法第四十五項第一項の規定に基づき公営住宅を使用することを可能とする。

【地方税法施行令及び地方税法施行規則の一部改正】

- 児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により都道府県等から委託を受けた者について、小規模住居型児童養育事業の用に供する固定資産及び不動産に係る固定資産税及び不動産取得税は非課税とする。

(3) 要保護児童対策地域協議会の機能強化

【児童福祉法施行規則の一部改正】

児童福祉法

第25条の2 (略)

②～⑤ (略)

⑥ 要保護児童対策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の業務に係る事務を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものを置くように努めなければならない。

<内容>

要保護児童対策調整機関は、法第25条の2第6項の規定に基づき、職員の能力の向上のための研修の機会の確保に努めるとともに、同条第5項の業務に係る事務を適切に行うことができる者として、児童福祉司たる資格を有する者又はこれに準ずる者として次のいずれかに該当する者を置くように努めなければならない。

- 一 保健師
- 二 助産師
- 三 看護師
- 四 保育士
- 五 教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者
- 六 児童福祉施設最低基準第21条第3項に規定する児童指導員

(4) 家庭支援機能の強化

① 児童家庭支援センター関係

【児童福祉法施行規則の一部改正】

児童家庭支援センターについて、児童福祉施設への附置要件を削除したことに伴う改正を行う。

<内容>

○ 児童家庭支援センターは乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に附置することとされていたところ、附置要件が削除されたことに伴い、当該規定を削除する。

② 児童相談所長又は都道府県の保護者指導関係

【児童福祉法施行規則の一部改正】

児童福祉法

第26条 児童相談所長は、第二十五条の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第六条の六第一項若しくは第十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 （略）

二 児童又はその保護者を児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター若しくは都道府県以外の障害者自立支援法第五条第十七項に規定する相談支援事業（次条第一項第二号及び第三十四条の六において「相談支援事業」という。）を行う者その他当該指導を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものに指導を委託すること。

三～七 （略）

2 （略）

第27条 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 （略）

二 児童又はその保護者を児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う相談支援事業に係る職員に指導させ、又は当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、当該都道府県以外の相談支援事業を行う者若しくは前条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者に指導を委託すること。

三・四 （略）

②～⑥ （略）

<内容>

法第26条第1項第2号の厚生労働省令で定めるものは、次のいずれにも該当する者とする。

- 一 委託に係る業務を適切かつ確実に行うことができると認められる法人であること
- 二 委託に係る指導に従事する者として、次のいずれかに該当する者を有していること
 - ア 法第13条第2項各号のいずれかに該当する者
 - イ 法第12条の3第2項第2号に該当する者
 - ウ 児童相談所長又は都道府県知事がア又はイに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

(注) 二は、児童福祉司、児童心理司相当の専門性を有する者を定める趣旨である。

(5) 年長児の自立支援策の見直し（児童自立生活援助事業関係（自立援助ホーム））

【児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）の一部改正】

児童福祉法

第六条の二 この法律で、児童自立生活援助事業とは、第二十五条の七第一項第三号に規定する児童自立生活援助の実施に係る義務教育終了児童等（義務教育を終了した児童又は児童以外の満二十歳に満たない者であつて、第二十七条第一項第三号に規定する措置のうち政令で定めるものを解除されたものその他政令で定めるものをいう。以下同じ。）につき第三十三条の六第一項に規定する住居において同項に規定する日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、あわせて第二十五条の七第一項第三号に規定する児童自立生活援助の実施を解除された者につき相談その他の援助を行う事業をいう。

②～⑧ （略）

<内容>

児童福祉法第6条の2第1項は、児童自立生活援助事業の利用形態の見直しや対象年齢の引き上げに伴い、引用している条項や対象年齢に関する部分について、改正を行ったものである。

(1) 政令で定める措置は、従来から、児童を里親に委託する措置又は児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させる措置とされている。

改正法により、小規模住居型児童養育事業が創設されたことに伴い、これに「小規模住居型児童養育事業を行う者に委託する措置」を追加する。（児童福祉法施行令第1条第1項関係）

(2) 政令で定める者は、改正法により児童自立生活援助事業の対象年齢を原則20歳未満まで引き上げられたことに伴い、「児童又は児童以外の満二十歳に満たない者のうち、(1)に規定する措置を解除された者以外の者であつて、都道府県知事が当該者の自立のために児童福祉法第三十三条の六第一項に規定する援助及び生活指導並びに就業の支援が必要と認めたもの」とする。（児童福祉法施行令第1条第2項関係）

【児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）の一部改正】

児童福祉法

第33条の6 都道府県は、その区域内における義務教育終了児童等の自立を図るため必要がある場合において、その義務教育終了児童等から申込みがあつたときは、自ら又は児童自立生活援助事業を行う者（都道府県を除く。次項において同じ。）に委託して、その義務教育終了児童等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、義務教育終了児童等が共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、その他の適切な援助を行わなければならない。

<内容>

- 都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下「(1) 児童自立生活援助事業関係」において同じ。(※))は、改正法による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第33条の6第1項の規定に基づき、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援（以下「児童自立生活援助」という。）を行うときは、義務教育終了児童等が自立した生活を送ることができるよう、当該児童等の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切にこれを行うものとする。

(※) 指定都市及び児童相談所設置市が処理する事務の範囲は政令事項。

- 事業の実施のための人員・設備・運営等に関する事項について以下の1～4のとおりとする。

1 事業の基本方針について

(基本方針)

- 児童自立生活援助事業者は、義務教育終了児童等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、児童自立生活援助を行い、あわせて、児童自立生活援助の実施を解除された者につき相談その他の援助を行うものとする。

(入居した者を平等に取り扱う原則)

- 児童自立生活援助事業者は、利用者（入居者及び入居者であった者をいう。以下同じ。）の国籍、信条、社会的身分又は入居に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

- 児童自立生活援助事業に従事する職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に規定する行為その他利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
- 児童自立生活援助事業者は、利用者の権利擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

2 人員について

- 児童自立生活援助事業者は、児童自立生活援助事業を行う住居（以下「児童自立生活援助事業所」という。）ごとに、指導員（主として児童自立生活援助を行う者）及び管理者を置かなければならない。ただし、管理者は指導員が兼ねることができる。

- 指導員は、次のとおり配置する。

- ・ 入居者の数が6までは、3人以上。ただし、指導員が2人以上である場合には、補助員（指導員を補助する者）をもってその他の指導員に代えることができる。
- ・ 入居者の数が6を超えるときは、3に、入居者が6を超えて3又はその端数を超すごとに1を加えて得た人数以上。ただし、指導員の人数が、得た人数から1を減じた人数以上である場合には、補助員をもってその他の指導員に代えることができる。

- 指導員は、児童の自立支援に熱意を有し、①～④のいずれか及び⑤に該当する者をもって充てられるものとする。補助員は、⑤に該当する者とする。
 - ①児童指導員の資格を有する者
 - ②保育士の資格を有する者
 - ③児童福祉事業及び社会福祉事業に2年以上従事した者
 - ④上記に準ずる者として、都道府県知事が適当と認めた者
 - ⑤法第34条の15第1項各号に該当しない者

3 設備について

- 児童自立生活援助事業所は、入居者の日常生活に支障がないよう、必要な設備を有し、職員が入居者に対して適切に児童自立生活援助を行うことができる形態とする。
- 入居者の居室を設け、その面積は、1人あたり3.3平米以上とすること、1居室あたりおおむね2人までとすること、また、男子と女子は別室にすることとする。
- 食堂等入居者が相互交流することができる場所を有することとする。
- 保健衛生及び安全について配慮されたものでなければならないこととする。

4 運営について

① 相談・援助等

- 児童自立生活援助事業者は、利用者に対し、就業に関する相談、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な指導その他の援助を行うものとする。
- 児童自立生活援助事業者は、利用者に対し、対人関係、健康管理、金銭管理、余暇活用及び家事その他自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な事項に関する相談、指導その他の援助を行うものとする。
- 児童自立生活援助事業者は、入居者の退所に際しては、適切な援助を行うとともに、福祉サービスを行う者や職場等関係者との連携に努めるものとする。
- 児童自立生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴等の把握に努めるものとする。

② 衛生管理等

- 児童自立生活援助事業者は、入居者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 児童自立生活援助事業者は、児童自立生活援助事業所において感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

③ 食事

- 児童自立生活援助事業者は、入居者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入居者の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。
- 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入居者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

④ 秘密保持等

- 児童自立生活援助事業に従事する職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 児童自立生活援助事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

⑤ 記録の整備等

- 児童自立生活援助事業所には、職員、財産、収支及び入居者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

⑥ 苦情への対応等

- 児童自立生活援助事業者は、その提供した児童自立生活援助に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 児童自立生活援助事業者は、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって、職員以外の者を関与させなければならない。
- 児童自立生活援助事業者は、自らその行う児童自立生活援助の質の評価を行うほか、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

⑦ 都道府県知事の調査

- 児童自立生活援助事業者は、都道府県知事からの求めに応じ、入居者の状況について、定期的に都道府県知事の調査を受けなければならないものとする。

⑧ 利用者負担

- 児童自立生活援助事業者は、児童自立生活援助の実施に要する費用のうち、食事の提供に要する費用及び居住に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち入居者に負担させることが適当と認められる費用の額の支払いを受けることができるものとする。
- 入居者に負担させることができる額は、入居者の経済的負担を勘案した適正な額とするよう配慮しなければならない。また、運営規程に定めた額を超えてはならない。
- 児童自立生活援助事業者は、当該費用の額にかかる児童自立生活援助の提供に当たっては、あらかじめ入居者に対し、当該児童自立生活援助の内容及び費用について説明を行い、同意を得なければならない。

⑨ 入居者の所持する物の保管

- 児童自立生活援助事業者は、入居者の所持する物の保管を行う場合には、あらかじめ、運営規程に保管の方法、入居者に対する保管の状況の報告の方法を定めておかなければならない。
- 児童自立生活援助事業者は、入居者が所持する物の保管を希望する場合には、あらかじめ定めた方法等を入居者に説明し、同意を得なければならない。
- 児童自立生活援助事業者は、保管の状況について月に1回以上、入居者に報告しなければならない。

⑩ 支援体制の確保

- 児童自立生活援助事業者は、緊急時の対応等を含め、利用者の状況に応じた

適切な児童自立生活援助を行うことができるよう、児童相談所、児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所、就労先、警察その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

⑪ 管理者の責務

- 児童自立生活援助事業所の管理者は、児童自立生活援助事業所の職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。
- 児童自立生活援助事業所の管理者は、児童自立生活援助事業所の職員にこの省令で定める規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

⑫ 運営規程

- 児童自立生活援助事業者は、児童自立生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業運営の重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。
 - ※ 施行日において原に児童自立生活援助事業を行う者については、平成21年9月30日の間まで、運営規程を定めることができることとされている。
- イ 事業の目的及び運営の方針
- ロ 職員の職種、員数及び職務の内容
- ハ 入居定員
- ニ 児童自立生活援助の内容
- ホ 入居者から受領する費用の種類及びその額
- ヘ 入居者の希望に応じて、入居者の所持する物の保管を行う場合には、その方法及び入居者に対する保管の状況の報告の方法
- ト 緊急時等における対応方法
- チ 非常災害対策
- リ 利用者の権利擁護、虐待の防止等を図るために必要な事項
- ヌ 外部評価の実施状況等児童自立生活援助の質の向上のために図る措置の内容
- ル その他運営に関する重要事項

⑬ 勤務体制の確保

- 児童自立生活援助事業者は、利用者に対し、適切な児童自立生活援助を提供できるよう、児童自立生活援助事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

⑭ 定員の遵守

- 児童自立生活援助事業所の入居定員は、5人以上20人以下とする。
- 児童自立生活援助事業者は、入居定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

⑮ 非常災害対策

- 児童自立生活援助事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練を行うように努めなければならない。

- ② 前項に規定する義務教育終了児童等であつて児童自立生活援助の実施を希望するものは、厚生労働省令の定めるところにより、入居を希望する同項に規定する住居その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を都道府県に提出しなければならない。この場合において、児童自立生活援助事業を行う者は、厚生労働省令の定めるところにより、当該義務教育終了児童等の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。

<内容>

- 児童自立生活援助の実施を希望する者が提出する申込書には、以下の事項を記載するものとする。
 - ・ 児童自立生活援助の実施を希望する者の氏名、居住地、生年月日及び職業
 - ・ 児童自立生活援助の実施を希望する理由
 - ・ その他都道府県知事が必要と認める事項
- 申込書は、児童自立生活援助の実施を希望する者が居住する都道府県に提出する。
- 申込書には法第56条第2項の規定による徴収する額の決定のために必要な事項に関する書類を添えるものとする。
- 法第33条の6第2項の規定により申込書の提出を代行する児童自立生活援助事業者は、都道府県との連携を努めるとともに、依頼を受けたときは、速やかに、都道府県に当該申込書を提出しなければならない。
- 都道府県は、児童自立生活援助を実施する必要があると認めた者に対しては、申込がない場合であっても、児童自立生活援助の実施の申込を勧奨しなければならない。

児童福祉法

第33条の6 (略)

- ⑤ 都道府県は、義務教育終了児童等の第一項に規定する住居の選択及び児童自立生活援助事業の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、その区域内における児童自立生活援助事業を行う者、当該事業の運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

<内容>

- 都道府県は、義務教育終了児童等その他関係者が当該情報を自由に利用できる方法により、以下の事項に関し、情報提供を行うものとする。
 - ① 児童自立生活援助事業者の名称、位置に関する事項
 - ② 児童自立生活援助事業所の設備の状況に関する事項
 - ③ 次に掲げる児童自立生活援助事業の運営の状況に関する事項
 - イ 児童自立生活援助事業所の入居定員、入居状況及び職員の状況
 - ロ 児童自立生活援助の実施の方針
 - ハ その他児童自立生活援助の実施に関する事項
 - ④ 運営規程
 - ⑤ 法第56第2項の規定により徴収する額に関する事項

- ⑥ 入居手続に関する事項
- ⑦ その他都道府県知事が必要と認める事項

児童福祉法

第34条の3 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業を行うことができる。

②・③ (略)

<内容>

- 児童自立生活援助事業者が事業を開始する際の届出事項として、運営規程を追加する。また、職員の定数及び職務の内容、事業を行おうとする区域、入所定員については、削除する。

(参考) 現在の届出事項

- ・ 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
- ・ 条例、定款その他の基本約款
- ・ 職員の定数及び職務の内容
- ・ 主な職員の氏名及び経歴
- ・ 事業を行おうとする区域
- ・ 当該事業の用に供する施設の名称、所在地及び入所定員
- ・ 事業開始の予定年月日

【公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令の一部改正】

- 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）について、事業を実施する場所の確保を容易にし、事業の普及促進を図るため、児童福祉法第三十三条の六条第一項の規定により都道府県等から委託を受けた者について、児童自立生活援助事業を公営住宅法第四十五項第一項の規定に基づき公営住宅を使用することを可能とする。

(6) 被措置児童等虐待の防止

【児童福祉法施行規則の一部改正】

児童福祉法

第33条の15 (略)

- ② 都道府県知事は、前条第一項又は第二項に規定する措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容、当該被措置児童等の状況その他の厚生労働省令で定める事項を都道府県児童福祉審議会に報告しなければならない。
- ③・④ (略)

<内容>

- 都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下「(9) 被措置児童等虐待関係」において同じ。(※)）が都道府県児童福祉審議会（指定都市の設置する児童福祉審議会及び児童相談所設置市の設置する児童福祉審議会を含む。(※)）へ報告する事項は、次のとおりとする。
- ① 通告、届出及び相談に係る施設等の名称、所在地、種別
 - ② 被措置児童等虐待を受けた又は受けたと思われる児童の性別、年齢及びその他の心身の状況
 - ③ 被措置児童等虐待の種別、内容及び発生要因
 - ④ 被措置児童等虐待を行った施設職員等の氏名、生年月日及び職種
 - ⑤ 都道府県が行った措置の内容
 - ⑥ 被措置児童等虐待が行われた施設等において改善措置が行われている場合にはその内容
- (※) 指定都市及び児童相談所設置市並びに指定都市の設置する児童福祉審議会及び児童相談所設置市の設置する児童福祉審議会の処理する事務の範囲は政令事項。

児童福祉法

第33条の16 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

<内容>

- 都道府県が公表する事項は、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置のほか、次のとおりとする。
- ① 被措置児童等虐待があつた施設等の種別
 - ② 被措置児童等虐待を行った施設職員等の職種

(7) その他(再掲)

【公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令の一部改正】

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）及び児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）について、事業を実施する場所の確保を容易にし、事業の普及促進を図るため、社会福祉法人等が公営住宅を事業所として使用することを可能とするもの。

II 改正概要

公営住宅法第四十五条第一項の事業に、児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業を追加する。

また、事業を実施する者について、児童福祉法第二十七条第一項第三号又は第三十三条の六第一項の規定により都道府県等から委託を受けた者を追加する。

(別紙1) 告示案

○ 養育里親研修について

- 1 養育里親研修は、都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。(※))又は都道府県からの委託を受けた社会福祉法人その他の者が行う研修であって、次の要件を満たすものとする。
 - ① 別表の科目の欄に掲げるすべての科目について実施するものであること。
 - ② 講義、演習及び実習の方法により行うものであること。
- 2 1の規定にかかわらず、児童相談所、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設において現に児童を処遇する職員として勤務している者その他児童の処遇に関する十分な知識及び経験を有すると認められる者及びこの告示の施行の日において既に里親登録されており、一定の委託経験のある者に対しては、相当と認められる範囲で、1に定める科目の一部を免除することができる。
- 3 専門里親研修を修了した者は、1に定める研修を修了したものとみなす。
- 4 平成16年4月1日から施行日(平成21年4月1日)までの間に、都道府県が実施した研修その他都道府県知事が適当と認めた研修であって、養育里親研修の一部又は全部の課程と同様の課程であると都道府県知事が認めるものについては、養育里親研修の一部又は全部の課程とみなすことができる。

別表

科 目
児童福祉論(講義)
養護原理(講義)
里親養育論(講義)
発達心理学(講義)
小児医学(講義)
里親養育援助技術(講義)
里親養育演習(講義・演習)
養育実習(実習)

注

養育実習は、児童相談所、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設において行うものとする。

(※) 指定都市及び児童相談所設置市が処理する事務の範囲は政令事項。

(別紙2) 告示案

○ 専門里親研修について

- 1 専門里親研修は、都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。(※))又は都道府県からの委託を受けた社会福祉法人その他の者が行う研修であって、次の要件を満たすものとする。
 - ① 別表の科目の欄に掲げるすべての科目について実施するものであること。
 - ② 講義、演習及び実習の方法により行うものであること。
- 2 1の規定にかかわらず、児童相談所、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設において現に児童を処遇する職員として勤務している者その他児童の処遇に関する十分な知識及び経験を有すると認められる者に対しては、相当と認められる範囲で、1に定める科目の一部を免除することができる。
- 3 施行日前に専門里親研修を修了している者は、改正後の専門里親研修を修了したものとみなす。

別表

区分	科目
養育の本質、目的及び対象の理解に関する科目	社会福祉概論(講義) 児童福祉論(講義) 地域福祉論(講義) 養護原理(講義) 里親養育論(講義) 発達臨床心理学(講義) 医学(児童精神医学を含む。)(講義) 社会福祉援助技術論(講義)
養育の内容及び方法の理解に関する科目	児童虐待援助論(講義・演習) 思春期問題援助論(講義・演習) 家族援助論(講義・演習) 障害福祉援助論(講義・演習) 専門里親演習(講義・演習)
養育実習	養育実習(実習)

注

- 1 養育の本質、目的及び対象の理解に関する科目に関する講義は、通信の方法によって行うことができる。この場合においては、添削指導又は面接指導を適切な方法により行わなければならない。
- 2 養育実習は、児童相談所、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設において行うものとする。

(※) 指定都市及び児童相談所設置市が処理する事務の範囲は政令事項。

(別紙3) 告示案

○ 更新研修について

- 1 更新研修のうち養育里親に係るものは、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。（※））又は都道府県からの委託を受けた社会福祉法人その他の者が行う研修であって、次の要件を満たすものとする。
 - ① 別表一の科目の欄に掲げるすべての科目について実施するものであること。
 - ② 講義、演習及び実習の方法により行うものであること。
- 2 1の規定にかかわらず、現に委託児童の養育を行っていることその他要保護児童の養育に関し経験がある者として都道府県知事が相当と認めるものに対しては、相当と認められる範囲で、1に定める科目のうち、養育実習（実習）を免除することができる。
- 3 更新研修のうち専門里親に係るものは、都道府県又は都道府県からの委託を受けた社会福祉法人その他の者が行う研修であって、次の要件を満たすものとする。
 - ① 別表二の科目の欄に掲げるすべての科目について実施するものであること。
 - ② 講義、演習及び実習の方法により行うものであること。
- 4 更新研修のうち専門里親に係る更新研修を修了した者は、養育里親に係る更新研修を修了したものとみなす。

別表一（養育里親）

児童福祉制度論（講義）
発達心理学（講義）
里親養育演習（講義・演習）
養育実習（実習）

別表二（専門里親）

児童福祉制度論
専門里親演習（講義・演習）

注

養育実習は、児童相談所、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設において行うものとする。

（※）指定都市及び児童相談所設置市が処理する事務の範囲は政令事項。

社会的養護の現状と取組の方向性について

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

児童福祉法等の一部を改正する法律概要

【趣 旨】

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等を踏まえ、家庭的保育事業等の新たな子育て支援サービスの創設、虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養護の充実、仕事と生活の両立支援のための一般事業主行動計画の策定の促進など、地域や職場における次世代育成支援対策を推進するための所要の改正を行う。

【主な内容】

I 地域における次世代育成支援対策の推進

①新たな子育て支援サービスの創設（児童福祉法等の一部改正）

- 一定の質を確保しつつ、多様な主体による保育サービスの普及促進とすべての家庭における子育て支援の拡充を図るため、新たに家庭的保育事業（保育ママ）、すべての子どもを対象とした一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）、養育支援訪問事業及び地域子育て支援拠点事業を法律上創設し、市町村におけるサービスの実施の促進等を図る。

②困難な状況にある子どもや家族に対する支援の強化（児童福祉法等の一部改正）

- 里親制度を社会的養護の受皿として拡充するため、養子縁組を前提としない里親（養育里親）を制度化し、一定の研修を要件とするなど里親制度を見直す。
- 家庭的な環境における子どもの養育を推進するため、虐待を受けた子ども等を養育者の住居において養育する事業（ファミリーホーム）を創設。
- 児童養護施設等の内部における虐待対策の強化のため、虐待を発見した者の通告義務等を設けるほか、地域における児童虐待対策の強化を行う。

③地域における子育て支援サービスの基盤整備（次世代育成支援対策推進法の一部改正）

- 働き方の見直しも踏まえた中長期的な子育て支援サービスの基盤整備を図るため、市町村の行動計画策定に当たり参酌すべき保育サービスの量等に関する標準を国において定める等の見直しを行う。

II 職場における次世代育成支援対策の推進

仕事と家庭の両立支援の促進（次世代育成支援対策推進法の一部改正）

- 仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境の整備等について事業主が策定する一般事業主行動計画の策定・届出の義務づけの対象範囲を従業員301人以上企業から従業員101人以上企業に拡大する。
- 一般事業主行動計画の公表・従業員への周知を計画の策定・届出義務のある企業に義務づける。

（施行期日）

- 原則として平成21年4月1日。（Iの③の行動計画策定指針の見直し等は21年3月、家庭的保育事業（保育ママ）の制度化等は平成22年4月1日、IIのうち一般事業主行動計画の対象範囲の拡大は平成23年4月1日）

社会的養護体制の拡充について

(1)「児童福祉法等の一部を改正する法律(平成20年法律第85号)」等について

(第170回臨時国会へ提出、平成20年11月26日に可決成立、12月3日公布)

【社会的養護関連部分の主な内容】

- 里親制度の改正(21年4月施行)
- 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の創設(21年4月施行)
- 要保護児童対策地域協議会の機能強化(21年4月施行)
- 家庭支援機能の強化(21年4月施行)
- 年長児の自立支援策の見直し(21年4月施行)
- 施設内虐待(被措置児童等虐待)の防止(21年4月施行)
- その他(後期行動計画の策定(22年4月施行))

児童福祉法等の改正の具体的内容

(2)里親制度の改正等について

- 「養育里親」と「養子縁組を前提とした里親」を制度上区別
- 養育里親の研修等の義務化
- 都道府県における里親支援に関する業務の明確化

児童福祉法等の改正を踏まえた 平成21年度予算等による施策の具体的内容

- 養育里親手当、専門里親手当の引き上げ(平成21年度～)
 - ・養育里親手当の改善
月額 34,000円 → 72,000円
(2人目以降は1人あたり 36,000円)
 - ・専門里親手当の改善
月額 90,200円 → 123,000円
(2人目は 87,000円)
- 養育里親の研修カリキュラム、テキストの例を提示
- 里親支援機関事業の創設(平成20年度～)

児童福祉法等の改正の具体的内容

児童福祉法等の改正を踏まえた 平成21年度予算等による施策の具体的内容

(3)小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の創設について

- 5人以上の子どもを養育者の住居において養育する事業の創設
- 里親、施設と並ぶ子どもの養育の委託先として位置づけ

- 事業を実施する者に関する要件を設定
- 人員配置、設備等について基準を設定
- 都道府県の監督、支援体制の確保等、運営について規定
- 平成21年度予算により予算化
 - ・児童一人当たり単価
事務費…人件費、旅費、庁費、職員研修費、管理費など
概ね月額15万円程度(地域により異なる)
 - 事業費…一般生活費、教育費、医療費等里親と同様

(4)家庭支援機能の強化等について

- 児童家庭支援センターについて、施設附置要件を撤廃し、医療機関、NPO等における設置も可能とする
- 児童相談所における保護者指導を一定の要件を満たす者にも指導委託できることとする
- 地域における相談・支援体制の整備

- 児童家庭支援センターについて、100か所を目標に推進するとともに、心理療法担当職員の常勤化を図る
- 保護者指導支援事業の創設
- 児童相談所等の体制の強化
- 市町村における支援体制の整備
 - ・乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等の子育て支援事業の推進
 - ・要保護児童対策地域協議会の機能強化、市町村に対する研修等の支援

児童福祉法等の改正の具体的内容

児童福祉法等の改正を踏まえた 平成21年度予算等による施策の具体的内容

(5) 児童福祉施設等におけるケアの充実について

- 現行の施設における専門機能の強化や自立支援策の強化を図る
- 施設における組織だったケアとそ
のための人材育成を進めることが
必要

- 施設の小規模化の推進
- 基幹的職員の配置
- 幼稚園費の創設
- 教育費の拡充
- 施設機能見直しの検討のための調査・分析

(6) 自立援助ホームの見直し等年長児の自立支援策の拡充について

- 児童自立生活援助事業(自立援
助ホーム)の見直し
・都道府県に対する申込制の導入
・対象年齢を20歳まで引き上げ
・都道府県に対する事業の実施義
務化
・より確実な財政的支援

- 児童自立生活援助事業について、平成21年度予算により、
児童入所施設措置費へ組入れ
・児童一人当たり単価(定員6名の場合)
事業費…人件費、旅費、庁費、職員研修費、管理費など
概ね月額19万円程度(地域により異なる)
事務費…一般生活費(概ね1万円程度)

- 地域生活・自立支援事業(モデル事業)の実施(平成20年度
～)
・施設等を退所した児童への就業や相談等の地域支援

児童福祉法等の改正の具体的内容

児童福祉法等の改正を踏まえた 平成21年度予算等による施策の具体的内容

(7)被措置児童等虐待の防止について

- 被措置児童等虐待の定義
- 外部へ知らせる仕組みと通告者の不利益取扱の禁止
- 都道府県の講じるべき措置の明確化
- 国による検証・調査研究、都道府県による状況等の公表

- 都道府県における具体的な対応方法について、国において被措置児童等虐待ガイドラインを作成
- 被措置児童等に対する周知リーフレットの例を提示

(8)社会的養護体制の計画的整備について

- 後期行動計画の策定
・次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画における社会的養護の提供体制に関する事項の明確化

- 国の行動計画策定指針に社会的養護の提供量を見込む際に勘案事項を記載
- 平成20年10月に実施した、社会的養護ニーズ把握調査の結果等に基づき、国から提供量の見込み方については具体的な例を提示

社会的養護の現状について

里親制度	保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の養育を都道府県が里親に委託する制度	登録里親数	委託里親数	委託児童数
		7,934人	2,582人	3,633人

資料: 福祉行政報告例 [平成19年度末現在]

	乳児院	児童養護施設	情緒障害児 短期治療施設	児童自立支援 施設	自立援助 ホーム
対象児童	乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数 (公立・私立)	121か所 (14か所・107か所)	564か所 (49か所・515か所)	31か所 (12か所・19か所)	58か所 (56か所・2か所)	46か所 (0か所・46か所)
児童定員	3,727人	33,917人	1,484人	4,036人	336人
児童現員	3,190人	30,846人	1,151人	1,889人	236人
職員総数	3,831人	14,641人	805人	1,799人	171人

資料: 社会福祉施設等調査報告[平成19年10月1日現在]
自立援助ホームは連絡協議会調[平成19年12月1日現在]
(12月1日現在協議会に加入しているホームについて)

小規模グループケア	357カ所
地域小規模児童養護施設	146カ所

資料: 小規模グループケア、地域小規模児童養護施設は家庭福祉課調[平成19年度]

里親制度の改正等

子育て中の世代や子育てを終えた世代等を含む誰もが、社会的養護体制の一翼を担うことができるよう、養子縁組を前提としない「養育里親」の普及啓発を進める。この際、その制度的な位置づけを明確化し、一定の社会的評価を得ながら養育を行うことができるようにするとともに、里親を支える支援体制等を整備する。

- 「社会的養護として子どもを養育する里親」と「養子縁組を前提とした里親」が同じ制度の中に混在し、里親＝養子縁組であるという誤解も存在
- 養育里親の研修に関する基準がなく、自治体間でばらつきが大きいなど、里親の認定登録制度について改善・充実を図る必要性
- 里親に関する普及啓発とともに里親に対する相談支援や里親手当などによる里親支援の体制を拡充する必要性

- 「養育里親」と「養子縁組を前提とした里親」を制度上区別

- 里親認定登録制度の見直し
 - ・養育里親の研修等の義務化
 - ・欠格事由や取消事由の明確化など

→ 里親の制度的位置づけの明確化

- 里親支援の強化
 - ・都道府県における養育里親支援に関する業務（里親の研修、子どもを受託した後の相談支援等）の明確化
 - ・当該業務の委託先である里親支援機関の創設

- 養育里親に対する里親手当の引き上げ
（現行）子ども1人につき3.4万円
→（見直し後）1人目7.2万円
（2人目以降3.6万円を加算）

→ 里親を支える支援体制の整備

※ なお、「養子縁組を前提とした里親」についても、相談支援等を充実

里親の種類

法律上の規定	養子縁組によって養親となることを希望するものその他これに類する者として都道府県知事が適当と認めもの		養 育 里 親	
里親の種類	養子縁組を希望する者	親 族 里 親	養 育 里 親	専 門 里 親
対象児童	要保護児童（保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適切であると認められる児童）	次の要件に該当する要保護児童 ①当該親族里親と三親等以内の親族であること ②児童の両親その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁等の状態となったことにより、これらの者により、養育が期待できないこと	要保護児童（保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適切であると認められる児童）	次に掲げる要保護児童のうち、都道府県知事がその養育に関し特に支援が必要と認めたもの ①児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童 ②非行等の問題を有する児童 ③身体障害、知的障害又は精神障害がある児童

養育里親手当・専門里親手当の新旧対照表

平成21年4月～

○養育里親手当

	新	旧
	円	円
1人	72,000	34,000
2人	108,000	68,000
3人	144,000	102,000
4人	180,000	136,000

考え方

円

	新	旧
	平成21年4月～	～平成21年3月末
1人	72,000 (72,000 × 1)	34,000 (34,000 × 1)
2人	108,000 (72,000 × 1/2 + 72,000)	68,000 (34,000 × 2)
3人	144,000 (72,000 × 1/2 + 108,000)	102,000 (34,000 × 3)
4人	180,000 (72,000 × 1/2 + 144,000)	136,000 (34,000 × 4)

平成21年4月～

○専門里親手当

	新	旧
	円	円
1人	123,000	90,200
2人	210,000	180,400

考え方

円

	新	旧
	平成21年4月～	～平成21年3月末
1人	123,000 (72,000 + 51,000)	90,200 (90,200 × 1)
2人	210,000 (72,000 × 1/2 + 123,000 + 51,000)	180,400 (90,200 × 2)

○養育里親と専門里親の両方の場合

(例)

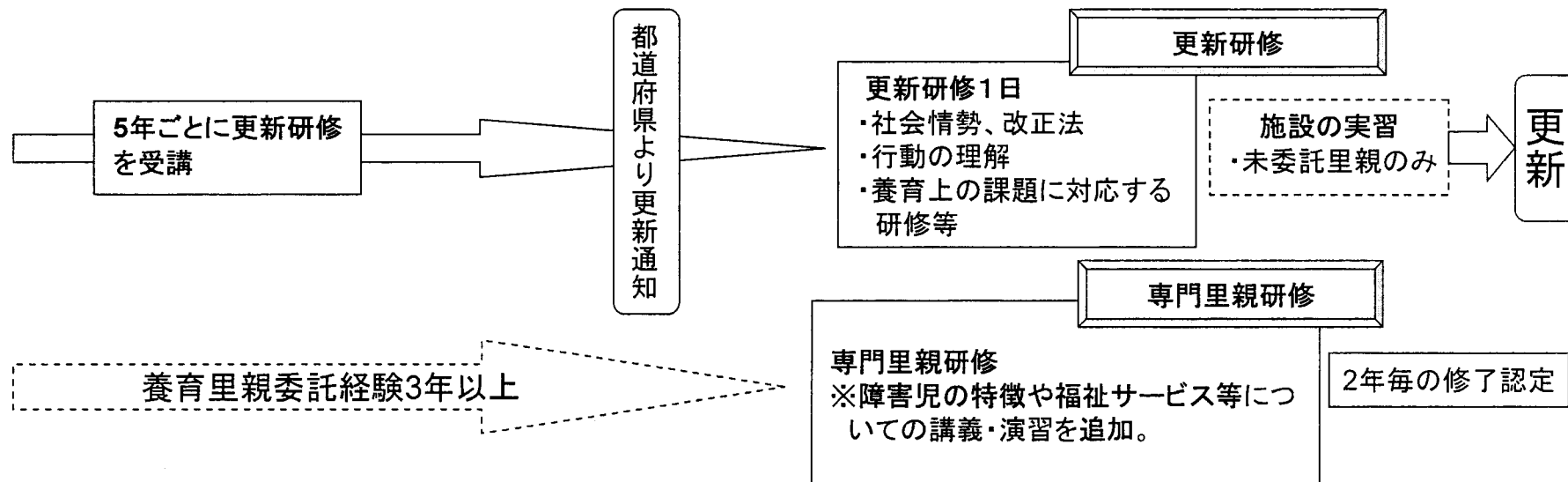
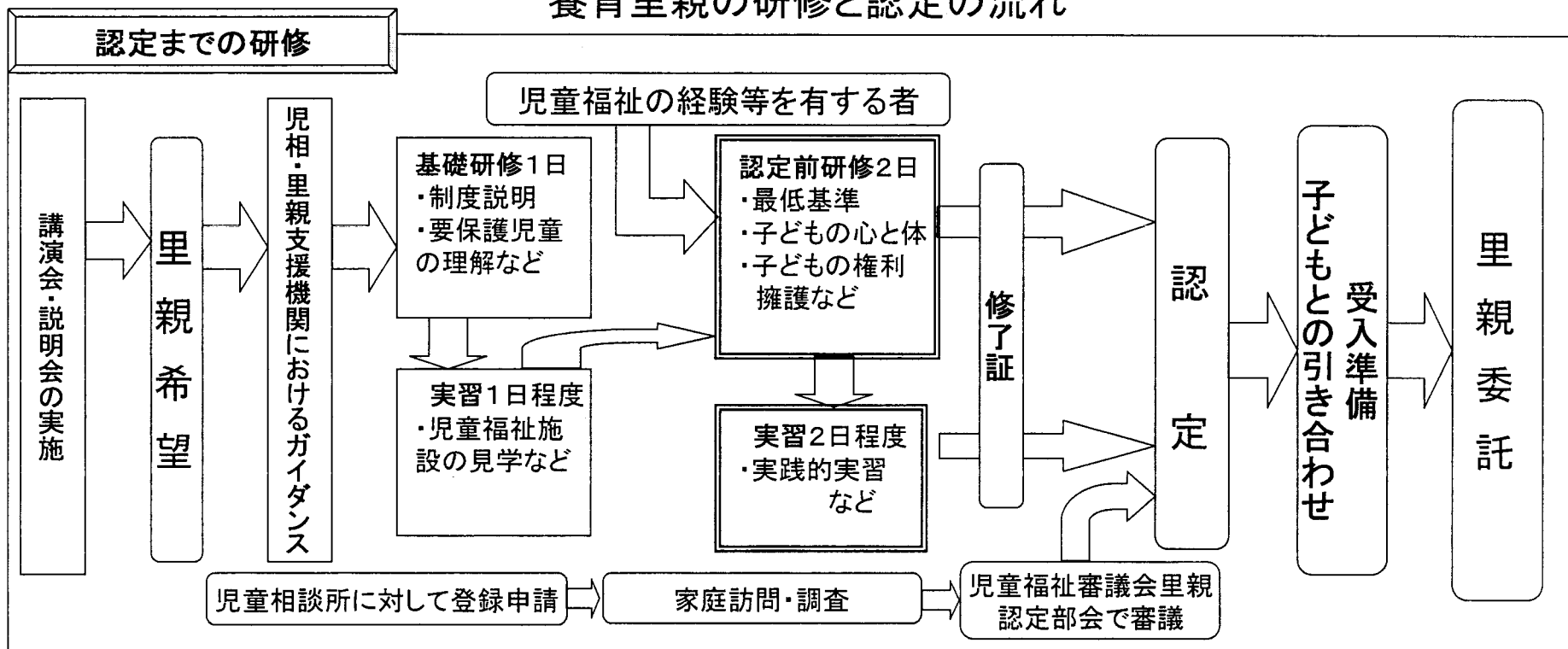
養育里親1、専門里親1の場合は、72,000円 + 123,000円 = 195,000円

養育里親1、専門里親2の場合は、72,000円 + 210,000円 = 282,000円

養育里親2、専門里親1の場合は、108,000円 + 123,000円 = 231,000円

養育里親2、専門里親2の場合は、108,000円 + 210,000円 = 318,000円

養育里親の研修と認定の流れ



里親研修カリキュラム(例)

(1) 基礎研修 ～ 養育里親を希望する者を対象とした基礎研修

- 目的 ①社会的養護における里親制度の意義と役割を理解する
 ②今日の要保護児童とその状況を理解する（虐待、障害、実親がいる等）
 ③里親にもとめられるものを共有する（グループ討議）
- 実施機関 都道府県（法人、NPO等に委託可）
- 期間 1日+実習1日程度
- 内容 ①里親制度の基礎Ⅰ
 ②保護を要する子どもの理解について（ex保護を要する子どもの現状、児童虐待問題）
 ③地域における子育て支援サービス（ex地域における子育て相談・各種支援サービス等）
 ④先輩里親の体験談・グループ討議（ex里親希望の動機、里親にもとめられるもの）
 ⑤実習（児童福祉施設の見学を主体にしたもの）

(2) 認定前研修 ～ ・基礎研修を受講し、里親について概要を理解した上で、本研修を受講する ・本研修を修了、養育里親として認定される

- 目的 社会的養護の担い手である里親として、子どもの養育を行うために必要な知識と子どもの状況に応じた養育技術を身につける
- 実施機関 都道府県（法人、NPO等に委託可）
- 期間 2日+実習2日程度
- 内容
- | | |
|------------------------------------|------------------|
| ①里親制度の基礎Ⅱ（里親が行う養育に関する最低基準） | ⑥里親養育上の様々な課題 |
| ②里親養育の基本（マッチング、交流、受託、解除までの流れ、諸手続等） | ⑦児童の権利擁護と事故防止 |
| ③子どもの心（子どもの発達と委託後の適応） | ⑧里親会活動 |
| ④子どもの身体（乳幼児健診、予防接種、歯科、栄養） | ⑨先輩里親の体験談・グループ討議 |
| ⑤関係機関との連携（児童相談所、学校、医療機関） | ⑩実習（児童福祉施設、里親） |

(3) 更新研修（登録または更新後5年目の養育里親。登録有効期間内に受講し登録更新する）

- 目的 養育里親として児童の養育を継続するために必要となる知識、新しい情報等を得る。
- 実施機関 都道府県（法人、NPO等に委託可）
- 期間 1日程度
- 内容 ①社会情勢、改正法など（ex 子どもをとりまく最新情勢、児童福祉法・児童虐待防止法改正等の制度改正）
 ②児童の発達と心理・行動上の理解など（ex子どもの心理や行動についての理解）
 ③養育上の課題に対応する研修（ex受講者のニーズに考慮した養育上の課題や対応上の留意点）
 ④意見交換（ex受講者が共通に抱えている悩みや課題についての意見交換）
- なお、未委託の里親の場合は施設実習（1日）が必要

里親支援機関の役割

都道府県・児童相談所業務

里親支援機関(都道府県からの委託)

- 里親の掘り起こし事業
 - ・里親制度の広報啓発・キャンペーン
 - ・講演会、説明会等の開催
- 里親への研修
 - ・登録前研修の実施(更新研修等も実施)

※ 都道府県に1カ所

- 里親候補者の週末里親等の活用
 - ・子どもと里親候補者の交流機会の設定
 - ・里親体験の実施

- 里親委託の推進
 - ・里親の意向調査
 - ・子どもに最も適合する里親を選定するための調整

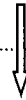
- 里親家庭への訪問指導・養育相談
- 里親サロン(里親同士の連携)
- レスパイト・ケアの調整
 - ・施設や、委託里親、未委託里親の活用

実施主体: 都道府県・指定都市(児相設置市含む)
 実施方法: 児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO等に委託

里親登録申請



里親の認定・登録



里親委託



里親の支援、指導等



委託解除

- 認定、登録に関する事務
 - ・里親認定の決定、通知
 - ・里親の登録、更新、取消申請の受理等

- 委託に関する事務
 - ・里親委託の対象となる子どもの特定
 - ・子どものアセスメント
 - ・措置決定会議において里親委託の決定
 - ・担当児童福祉司の決定
 - ・自立支援計画の策定

- 里親指導等
 - ・自立支援計画の実行(指導)
 - ・モニタリング

- その他
 - ・都道府県間の連絡調整
 - ・実親(保護者)との関係調整等

- 里親委託の解除
 - ・委託解除の決定

小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の創設

「里親ファミリーホーム」の実態を踏まえ、養育者の住居において、家庭的な養育環境の下、適切な支援の質の担保を図りつつ、一定人数の子どもを養育する事業の制度化を図る。

- 現在、いくつかの地方自治体において里親が5~6人程度受託して行っている「里親ファミリーホーム」については、里親だけでは養育や家事等の手が十分ではないという指摘

※ 一般家庭で子ども5人以上養育している世帯は子どものいる世帯のうち0.2%(平成18年国民生活基礎調査)

- 子ども同士の相互作用を活かしつつ、養育を行うことができることから、里親との1対1の関係を作ることが困難な場合でも家庭的養護が可能

- 新たな事業として「小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)」を創設

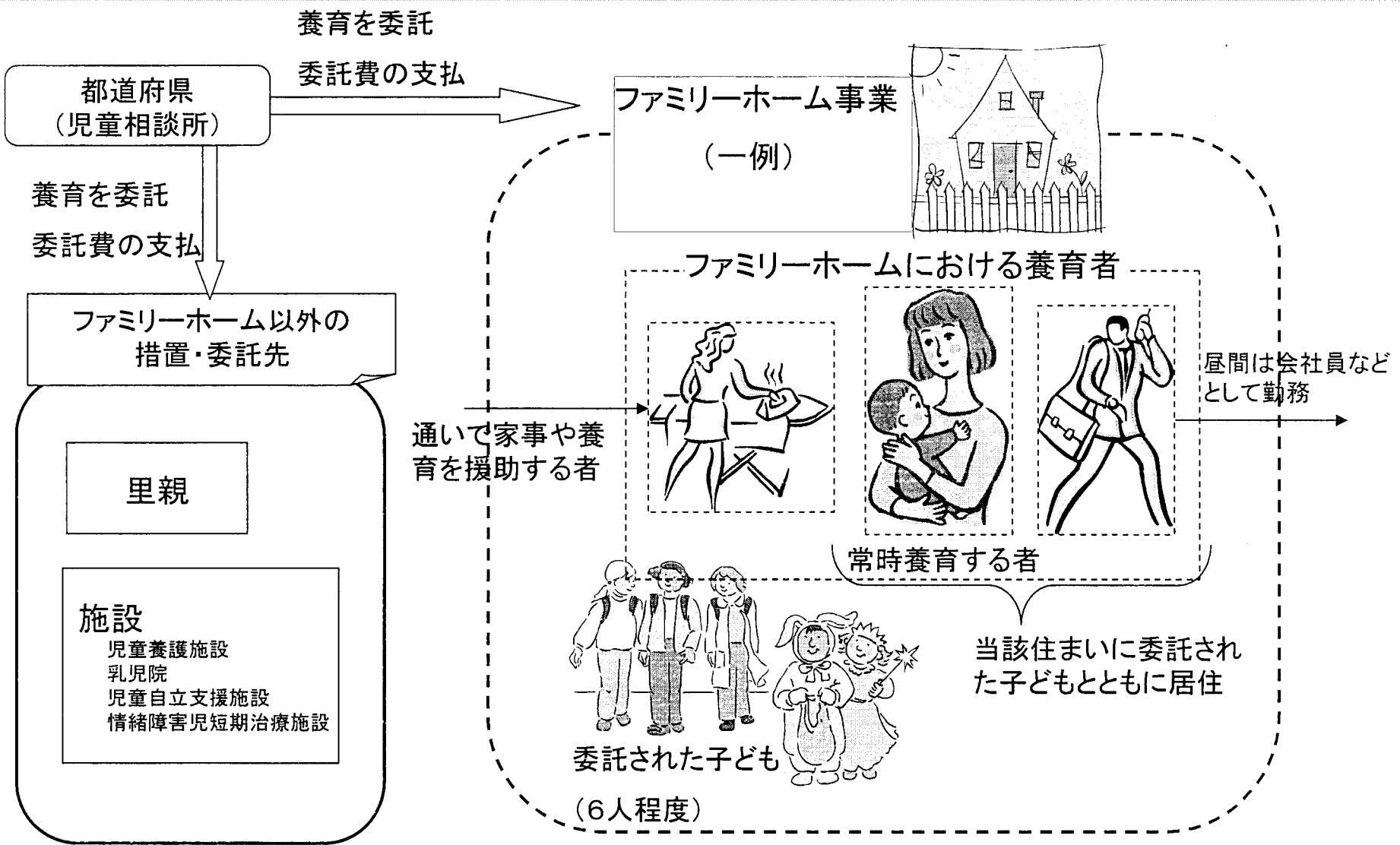
- ・ 一定人数以上の子どもを養育者の住居において養育する事業の創設
- ・ 里親、施設と並ぶ子どもの養育の委託先として位置づけ
- ・ 当該事業を社会福祉事業とする
- ・ 当該事業を実施する者に関する要件を設定
事業を実施する者・養育里親として2年以上同時に2人以上の養育の経験を有する者、養育里親として5年以上登録し、かつ通算5人以上の養育の経験を有する者、3年以上児童福祉事業に従事した者等
- ・ 人員配置、設備等について基準を設定
家事や養育の補助を行う者の確保等

→事業化することにより一定の質を担保するとともに設置を促進

- ・ 平成21年度予算:児童一人当たり単価(月額)
事務費:15万円程度(地域により異なる)
常勤職員1名・非常勤職員2名の人件費、その他旅費、庁費、職員研修費、補修費等の管理費
事業費:一般生活費(47,680円)、教育費、医療費等里親と同様

ファミリーホームのイメージ(例)

○ 里親、施設と並ぶ事業として、養育者の住まいにおいて一定人数(5~6人程度)の子ども達を養育する事業(小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム))を創設



小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の概要

1 目的

家庭的養護を促進するため、要保護児童のうち、家庭的な養育環境の下で子ども同士の相互作用を活かしつつ養育を行うことが必要とされる子どもに対し、養育者の住居において、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、子どもの自立を支援することを目的とする。

2 運営主体

個人、法人(NPO法人等)等、都道府県知事が適当と認めた者

3 事業内容

都道府県等から児童福祉法第27条第1項第3号の規定による委託を受け、養育者の住宅等を利用し、気目細かに子どもの養育を行う。

4 定員

5人又は6人

5 設備等

- ・ 日常生活に支障がないよう、必要な設備を有し、職員が入居している子どもに対して適切な援助及び生活指導を行うことができる形態であること
- ・ 食堂等入居している子どもが相互交流することができる場所を有していること
- ・ 風呂、洗面所、便所、子どもの居室を有していること

6 人員配置

- ・ 3名以上の者を配置すること。
- ・ 1名以上の者が当該住居に生活の本拠をおくこと。うち1名は事業所の管理者とし、うち1名以上が専任の養育者でなければならないものとする。

【養育者の要件(次の①から④までのいずれか及び⑤に該当する者)】

- ① 養育里親として2年以上同時に2人以上の委託児童の養育経験を有する者
- ② 養育里親として5年以上登録し、かつ通算5人以上の委託児童の養育経験を有する者
- ③ 3年以上児童福祉事業に従事した者
- ④ ①～③に準ずる者として、都道府県知事が適当と認めた者
- ⑤ 児童福祉法第34条の15第1項各号の規定に該当しない者

家庭支援機能の強化等

親子分離まで至らないケースや家庭復帰後の支援など、家庭における子どもの健やかな育ちを支援をする体制を整備する必要がある。

○ 保護者指導を推進するための体制が必要

○ 地域における相談・支援体制の整備

※ 施設を退所した子どものうち6割強は家庭へ復帰している。

※ 児童相談所において虐待として相談を受けたケースのうち9割は在宅で生活している。

○ 児童家庭支援センターの見直し

・専門的な知識及び技術を必要とする相談に応じる

・市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う

・児童養護施設等への附置要件を撤廃し、医療機関、NPO等における設置も可能とする

・心理療法担当職員の常勤化を図る

○ 保護者指導について、児童家庭支援センターを活用するほか、一定の要件を満たす機関に対する指導委託を可能とする保護者指導支援事業の創設

○ 児童相談所等の体制の強化

○ 市町村における支援体制の整備

・乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等の子育て支援事業の推進

・要保護児童対策地域協議会の機能強化、市町村に対する研修等の支援

児童家庭支援センターの概要

1 目的

地域の子どもの福祉に関する各般の問題につき、子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、児童相談所等との連絡調整等を総合的にことを目的とする。

2 運営主体

地方公共団体及び社会福祉法人等であって、都道府県知事が児童福祉法第27条第1項第2号による指導委託先としても適切な水準の専門性を有する機関であると認めた者

3 支援体制の確保

要保護児童及び要支援児童の相談指導に関する知見や経験を有し、夜間・緊急時の対応や一時保護等を迅速かつ適切に行うことができるよう、児童相談所、市町村、児童福祉施設、警察その他の関係機関との連携その他の支援体制を確保しなければならない。

4 事業内容

- (1) 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行う。
- (2) 市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う。
- (3) 児童相談所からの委託を受けて、施設入所までは要しないが要保護性があり、継続的な指導が必要な児童及びその家庭についての指導を行う。
- (4) 児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、児童福祉施設、学校等関係機関との連絡調整を行う。

5 設備等

- (1) 相談室・プレイルーム
- (2) 事務室
- (3) その他必要な設備

6 職員

- (1) 相談・支援を担当する職員
- (2) 心理療法等を担当する職員(平成21年度予算より常勤化)

平成21年度 児童相談所関連事業について

1. 児童相談所に関するもの

① 評価・検証委員会設置促進事業の創設【新規】（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

・ 事業内容

児童相談所の適切な運営の確保のため、外部有識者等をメンバーとした委員会（都道府県児童福祉審議会を活用など）を設置し、重大事例の検証に加え、児童相談所の業務管理・組織運営等についての定期的な評価と助言等を行う。

・ 補助基準額

1都道府県・指定都市・児童相談所設置市当たり 年額100万円

② 保護者指導支援事業の創設【新規】（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

・ 事業内容

施設長期入所児童の親など困難事例に対して、改善へと向かうよう、児童福祉司と連携して継続的な指導を行う保護者指導支援員を配置する。（児童相談所に配置又は事業を社会福祉法人等に委託）

・ 補助基準額

1都道府県・指定都市・児童相談所設置市当たり 年額500万円

2. 一時保護所に関するもの

① 一時保護所の心理職員の充実（児童入所施設措置費）

一時保護児童処遇促進事業により配置する心理職員（非常勤）を常勤化

② 一時保護機能強化事業の充実【補助基準額の改善】（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

・ 事業内容

一時保護所が有する行動観察や短期入所指導の機能の充実・強化のため、実務経験者である教員OB、看護師、心理士、警察官OB、児童指導員OB及び通訳などによる一時保護対応協力員を配置

・ 補助基準額

1児童相談所当たり 年額164万円×配置協力員配置協力員種別（以下の①～④）数

[協力員種別] ①学習指導協力員、②障害等援助協力員、③トラブル対応協力員、④その他（外国人対応協力員（通訳）など）

地域ネットワークと訪問事業との連携強化(イメージ)

乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)

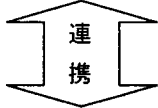
訪問内容

- ・ 子育て支援の情報提供
- ・ 母親の不安や悩みに耳を傾ける
- ・ 養育環境の把握

訪問者

保健師・助産師・看護師、保育士、愛育班員、母子保健推進員、児童委員、子育て経験者等について、人材発掘・研修を行い、幅広く登用

ケース対応会議

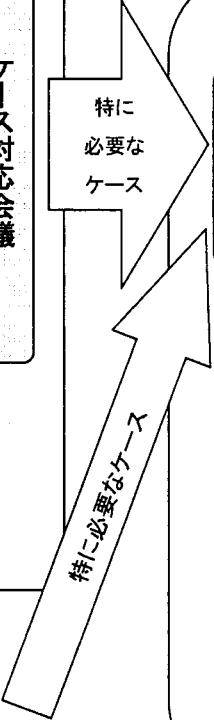
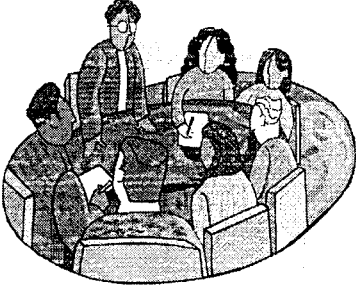


母子保健法に基づく訪問事業

ケース対応会議

要保護児童対策地域協議会 (子どもを守る地域ネットワーク)

**調整機関
(養育支援訪問事業
中核機関)**



進行管理

連絡調整

養育支援 訪問事業

訪問内容

保護者の育児、家事等養育能力を向上させるための支援

訪問者

保健師・助産師・看護師・保育士等

その他の支援
(児童相談所による対応等)

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業のイメージ

【次世代育成支援対策交付金】

【現 状】

- 子ども・子育て応援プランに基づき、平成21年度までに「子どもを守る地域ネットワーク」の全市町村への設置を推進中
⇒ 94.1%の市町村で設置(平成20年4月1日現在。虐待防止ネットワークを含む。)
- 調整機関への専門職員(コーディネーター)の配置促進が課題
⇒ 児童福祉司と同様の資格を有する者の配置は、12.3%(平成20年4月・調整機関担当職員の状況)
※ 上記に加え、保健師・助産師・看護師等何らかの専門資格を有する者を含めると51.0%

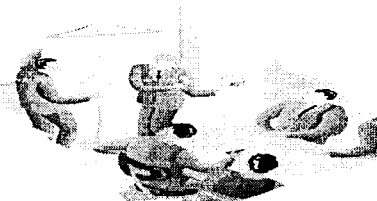


子どもを守る地域ネットワークの機能強化

基本事業

○専任の調整機関職員に対する専門性の向上を図る取組

- ・児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講
- ・児童福祉司と同様の資格を有している場合は、更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講



付加的事業

※基本事業の実施が要件

○地域ネットワーク構成員のレベルアップを図る取組

- ・アドバイザーとして学識経験者等の専門家を招き、研修会・講習会などを開催

○地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組

- ・地域ネットワークと訪問事業(乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業等)の連携した取組

○地域住民への周知を図る取組

- ・地域ネットワーク活動や訪問事業活動について、地域住民への周知を図る取組

児童福祉施設等におけるケアの充実

施設の小規模化の推進(平成21年度予算 3,145百万円)

○ 目標

子ども子育て応援プランにおいて、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設あわせて845か所

○ 状況(平成21年2月1日現在)

・乳児院(施設数120)

小規模グループケア	38施設	39か所
-----------	------	------

・児童養護施設(施設数568)

小規模グループケア	336施設	403か所
-----------	-------	-------

地域小規模児童養護施設	143施設	164か所
-------------	-------	-------

・情緒障害児短期治療施設(施設数32)

小規模グループケア	6施設	7か所
-----------	-----	-----

・児童自立支援施設(施設数56(※国立2施設を除く))

小規模グループケア	1施設	1か所
-----------	-----	-----

614か所

○ 要件緩和

平成20年7月から小規模グループケアの複数設置(1施設当たり2か所まで)を認め、地域小規模児童養護施設についても2か所目以降の設置要件を緩和(本体施設の入所率:95%以上→90%以上)

基幹的職員の配置(平成21年度予算 48百万円)

- 社会的養護の質を確保するためには、その担い手となる施設職員の専門性の向上を図り、計画的に育成するための体制を整備する必要がある。
- 具体的には、自立支援計画の作成・進行管理、職員の指導等を行う基幹的職員(スーパーバイザー)の配置を義務付ける必要がある。
(社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会報告書(平成19年11月)より)

- 平成21年度予算案においては、一定の施設経験を有し、一定の研修を終了した者について基幹的職員として位置付け、人件費の改善(福祉職俸給表 8号俸増加)を図るとともに、都道府県が行う基幹的職員研修事業を創設。

- 基幹的職員研修の研修講師等を務める研修指導者の養成研修を、平成21年度から国立武蔵野学院において実施することとしている。

基幹的職員研修カリキュラム(例)

■ 前期研修

【内 容】 スーパービジョンを行う上で必要な専門知識・技能
 【期 間】 2日程度
 【カリキュラム(例)】

1日目

- | | |
|--|------|
| ①施設の管理・運営(マネージメント)に関すること【風通しのよい組織運営、チームアプローチ、危機管理、基幹的職員に求められる役割 等】 | 50分 |
| ②職員への指導(スーパーバイス)やメンタルヘルスに関すること【個別のスーパーバイス、施設内研修、計画的な人材育成、研修技法 等】 | 50分 |
| ③子どもの権利擁護に関すること【社会的養護における子どもの権利擁護、被措置児童等虐待 等】 | 50分 |
| ④施設における日常的なケアに関すること【衣食住等基本的な養育環境、子どもにとって安心できる環境、養育者に求められる姿勢 等】 | 100分 |

2日目

- | | |
|---|------|
| ⑤施設における専門的なケア(心理治療等)に関すること【心理治療、栄養指導、自立支援 等】 | 50分 |
| ⑥子どもの発達と発達上の問題に関すること【子どもの心身の発達(発達段階)、虐待等の発達への影響、PTSD(心的外傷後ストレス障害)、発達障害 等】 | 100分 |
| ⑦アセスメントに関すること【アセスメントの方法、心理診断、医学診断、個々の子どもに応じた自立支援計画の立案と進行管理 等】 | 100分 |

■ 後期研修

【内 容】 前期研修終了後、現場で実践を行い、その実践における課題を解決するための知識・技能
 【期 間】 2日程度
 【カリキュラム(例)】

1日目

- | | |
|--|------|
| ①ケースカンファレンス、チームアプローチに関すること【ケースカンファレンスの進行のポイント、実際の事例を通じた演習 等】 | 150分 |
| ②家族支援やソーシャルワークに関すること【家族支援、家族が抱える問題、家族や地域のアセスメント、ファミリーソーシャルワーク 等】 | 100分 |

2日目

- | | |
|---|------|
| ③関係機関との連携に関すること【児童相談所の役割と協働、地域の関係機関(教育機関、医療機関、要保護児童対策地域協議会との協働 等】 | 50分 |
| ④社会的養護における高度な専門性を必要とする知識や援助技術に関すること【性的虐待等(例)の問題を抱えた児童の理解と対応 等】 | 100分 |
| ⑤その他基幹的職員に必要と思われる内容に関すること【スーパーバイザーに必要な資質、スーパーバイスの演習(ロールプレイ) 等】 | 100分 |

全国研修指導者養成研修

＜平成21年度＞ 国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所 研修日程(案)

研修コース	対象者	期間	募集人員
チームアプローチとスーパーバイズ	・研修指導者として必要な児童福祉に関する見識を有ており、 ・都道府県知事が指導者として適任であると推薦したもの	H21. 9. 9～ 9.11 (3日間)	各回 30名
子どもの発達とアセスメント		H21.10. 5～10. 7 (3日間)	
家族支援とソーシャルワーク		H21.10.28～10.30 (3日間)	
子どもの権利擁護と日々の養育		H21.11.18～11.20 (3日間)	
子どもの精神的・行動的な問題の理解とその対応		H21.12. 9～12.11 (3日間)	

幼稚園費の創設及び教育費の拡充

○ 幼稚園費の創設(平成21年度予算 228百万円)

児童養護施設等に措置されている児童について、幼児期から適切な教育を行うとともに、学校教育に円滑につなげる必要があることから、幼稚園の就園に要する経費(就園奨励費を控除した額)を支弁対象。

○ 教育費の拡充

・ 学習塾費(平成21年度予算 43百万円)

近年の社会経済情勢の変化に伴い、児童養護施設等に入所している児童も進学への意欲が高まってきており、平成21年度予算案においては、児童養護施設等に措置されている中学生の学習塾に係る経費を支弁対象。

・ 部活動費(平成21年度予算 41百万円)

学校における放課後の部活動は、入所児童が社会性を身に付ける上でも重要なものであることから、児童養護施設等に措置されている中学生の部活動に係る経費についても併せて支弁対象。

施設機能見直しの検討のための調査・分析

調査の目的・背景

↓ 社会的養護専門委員会報告書(平成19年11月)より

子どもの抱える背景の多様化・複雑化

施設機能の見直し

- 現行の施設タイプのあり方の検討
- 子どもにとって必要なケアの質を確保するための人員配置基準の引き上げや措置費の算定基準の見直し等を含めたケアの改善に向けた方策の検討

見直しに必要な前提

- 必要な財源の確保
- 現在施設内で行われているケアの現状を詳細に調査・分析し、その結果を十分に踏まえて、ケアのあり方とこれに必要な人員配置や措置費の算定のあり方について検討

見直しの進め方

- 平成20年度行う「社会的養護における施設ケアに関する実態調査」の結果を中心にその他の研究の状況もあわせて踏まえながら、専門委員会において、その具体化に向けた検討
- 当該調査の実施に当たっては、対象となる施設、関係団体や研究者等の全面的な協力が不可欠

施設機能見直しのための調査

現在施設内で行われているケアの現状を詳細に調査・分析し、ケアのあり方とこれに必要な人員配置や措置費の算定のあり方について検討

↓平成20年3月社会的養護施設に関する実態調査

- ・施設調査
- ・児童個票調査
- ・職員勤務状況調査

施設の概況(職員配置等)、
個々の入所児童の状態・
背景等についての把握

↓平成20年度社会的養護における施設ケアに関する実態調査

- ・タイムスタディ
(子どものアセスメント)

子どもの状態による
ケアについての
定量的な把握

ケアのあり方と
必要な人員配置、
措置費の算定の
あり方について
検討

自立援助ホームの見直し等年長児の自立支援策の拡充

社会的養護の下で育った子どもが他の子どもたちと公平なスタートを切れるよう、自立への支援を進めるとともに、施設等を退所した後も子どもたちを引き続き受け止め、支えとなるような支援の充実を図るため、自立支援策の拡充を図る。

- 社会的養護の下で育った子どもたちは、施設を退所した後保護者等から支援を受けられない場合も多く、その結果様々な困難に突き当たることが多い
 - 子どもの主体性を尊重する利用形態の必要性
 - 高校進学率が上昇するなど自立年齢があがってきている現状に対応する必要
- ※ 児童養護施設に入所している子どものうち、高校へ進学する児童は9割強

- 自立援助ホームの見直し
 - ・都道府県に対する申込制の導入
 - ・対象年齢を満20歳まで引き上げ
 - ・都道府県に対する事業の実施義務化
 - ・より確実な財政的支援
 - ・平成21年度予算：児童一人当たり単価（月額）
事務費：19万円程度（地域により異なる）
常勤職員2名・非常勤職員1名の人件費、その他旅費、庁費、職員研修費、補修費等の管理費
事業費：一般生活費（1万円程度）
- 子どもがどこに暮らしていても、生活や就労に関する相談や自助グループによる相互の意見交換を行うことができる拠点事業（地域生活・自立支援事業）のモデル実施
 - ・平成21年度実績：4か所
東京都、大阪府、大阪市、鳥取県

児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の概要

1 目的

子どもの自立支援を図る観点から、義務教育終了後、児童養護施設等を退所し就職する子ども等に対し、これらの者が共同生活を営むべき住居(自立援助ホーム)において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援等を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することを目的とする。

2 運営主体

地方公共団体及び社会福祉法人等であって、都道府県知事が適当と認めた者

3 対象児童

義務教育を終了した20歳未満の子どもであって、児童養護施設等に入所させる措置を解除とされたもの等

4 定員

5人から20人

5 設備等

- ・ 日常生活に支障がないよう、必要な設備を有し、職員が入居している子どもに対して適切な援助及び生活指導を行うことができる形態であること
- ・ 個々の入居者の居室面積は一人当たり3.3㎡とし、一居室当たりおおむね2人までとすること
- ・ 食堂等入居している子どもが相互交流することができる場所を有していること

6 人員配置

- ・ 指導員の配置(単位:人)

入居児童数	6まで	7~9	10~12	13~15	16~18	19以上
指導員数(補助員含む)	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上	8以上
必置指導員数	2以上	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上

【指導員の要件(次の①から④までのいずれか及び⑤に該当する者)】

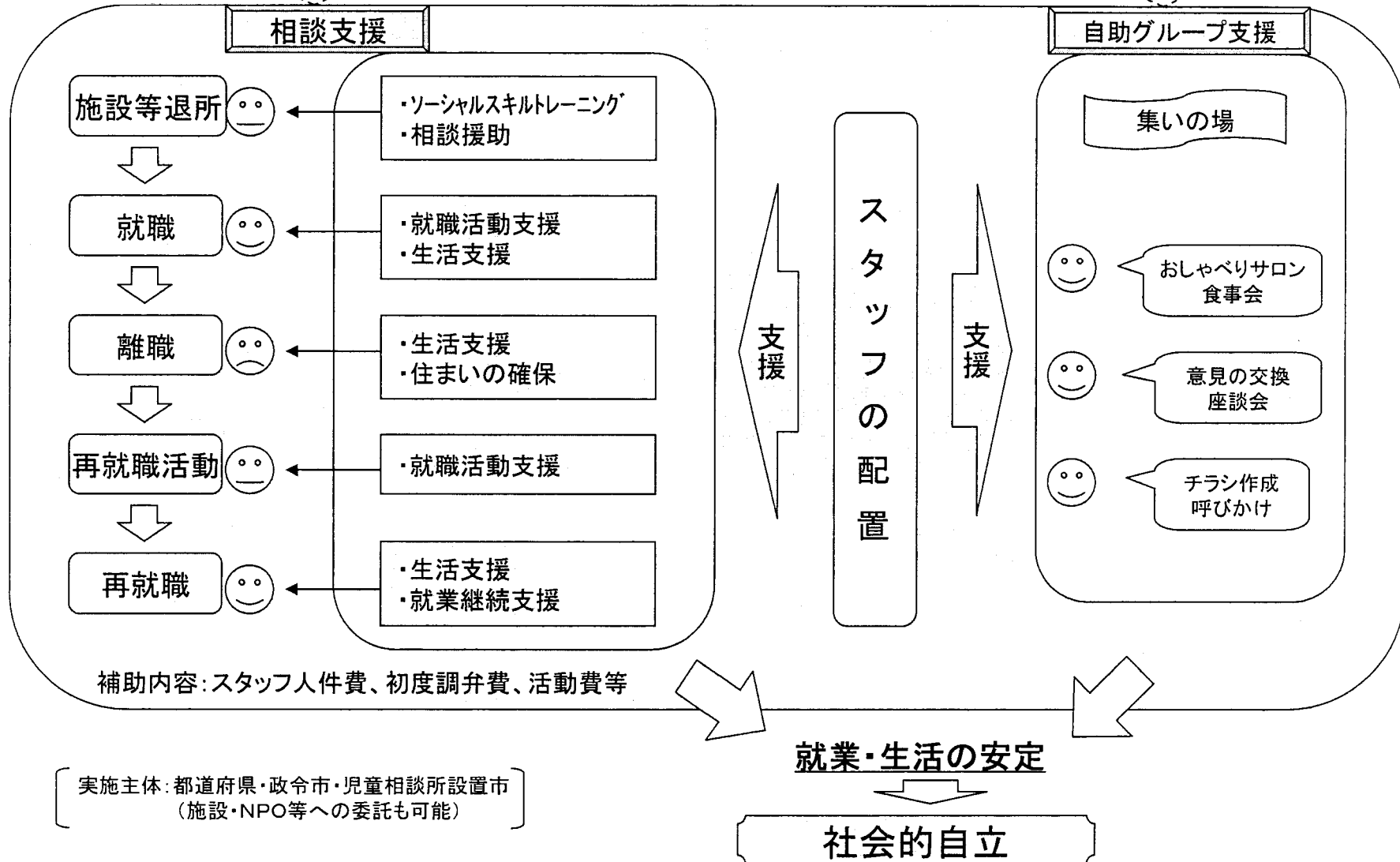
- ① 児童指導員の資格を有する者
- ② 保育士
- ③ 児童福祉事業及び社会福祉事業に2年以上従事した者
- ④ ①~③に準ずる者として、都道府県知事が適当と認めた者
- ⑤ 児童福祉法第34条の15第1項各号の規定に該当しない者

地域生活・自立支援事業(モデル事業)

施設等を退所した者が社会に出た後に、就業でつまづいたり、生活上の悩みを抱えたりした場合に、気軽に利用できるよう、就職等の相談ができる場や、同じ悩みを抱える者同士が集える場を提供し、必要に応じ支援を実施する。

実施前の準備

施設等に入所している来春退所予定の子ども等に対し、支援の案内・説明や、スタッフとの関係づくり、子ども同士の交流会等を実施し、退所後に子どもが抵抗なく支援を利用できるようにする。



被措置児童等虐待の防止

被措置児童等虐待とは(定義)

被措置児童等虐待とは、施設職員等が被措置児童等に行う次の行為をいう。

- ① 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること(身体的虐待)
- ② 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること(性的虐待)
- ③ 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること(ネグレクト)
- ④ 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと(心理的虐待)

被措置児童等虐待ガイドラインのポイント

I 被措置児童等虐待の防止に向けた基本的視点

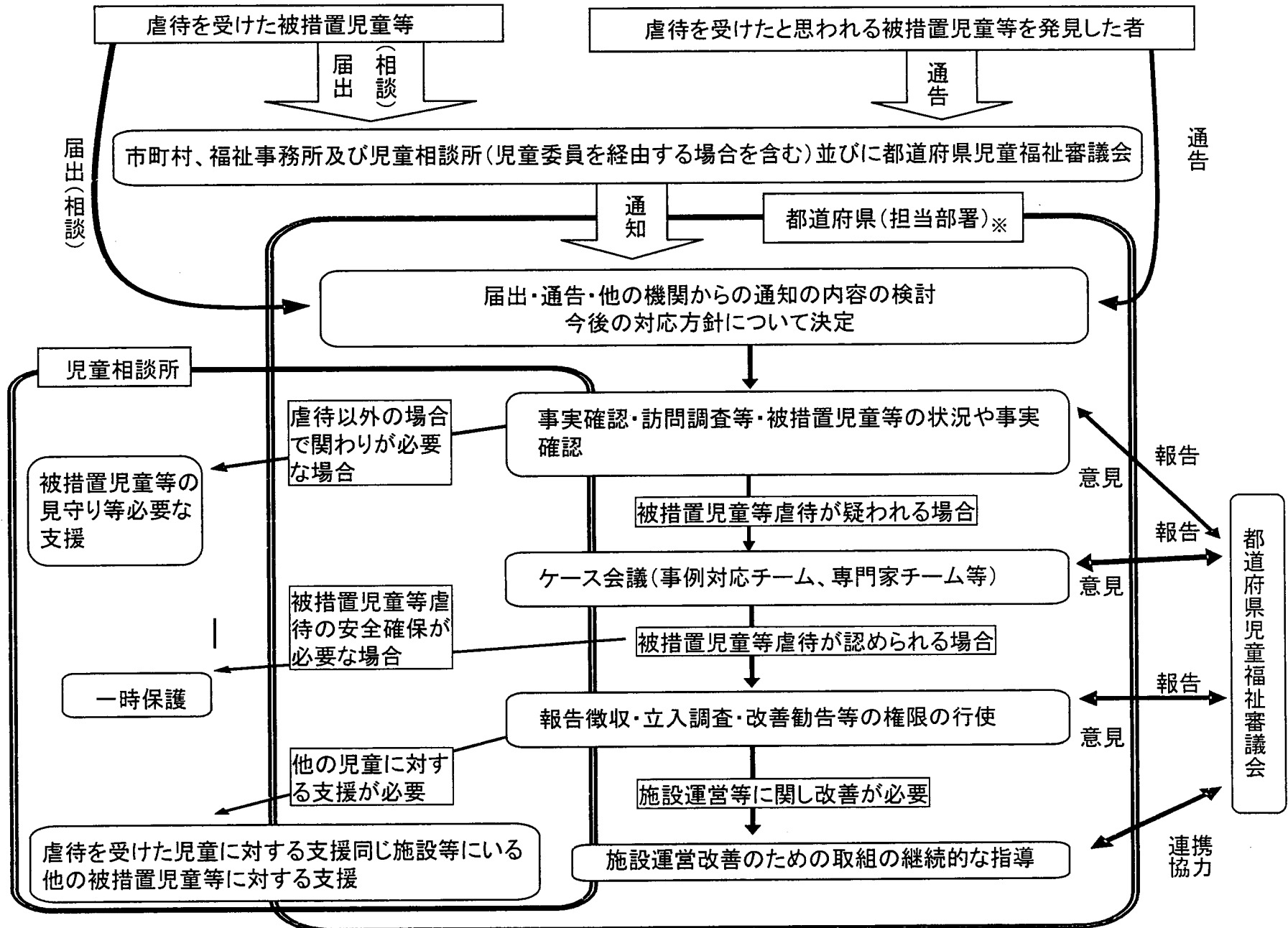
1. 被措置児童等虐待防止対策の制度化の趣旨
2. 基本的な視点
3. 留意点

II 被措置児童等虐待に対する対応

1. 被措置児童等虐待とは(定義)
2. 児童虐待防止法との関係
3. 被措置児童等虐待対応の流れ(イメージ)
4. 早期発見のための取組と通告・届出に関する体制
5. 初期対応
6. 被措置児童等の状況の把握及び事実確認
7. 被措置児童等に対する支援
8. 施設等への指導等
9. 都道府県児童福祉審議会の体制・対応
10. 被措置児童等虐待の状況の定期的な公表
11. 被措置児童等虐待の予防等

III 参考資料(通告受理票)

被措置児童等に対する虐待への対応の流れ(イメージ)



* 各都道府県において担当の主担当となる担当部署を定めておくことが必要

被措置児童等虐待の予防等

被措置児童等虐待対応ガイドライン(案)より抜粋

- 施設における被措置児童等虐待を予防し、また、虐待が発生した場合も再発防止を図るためには、以下のような取組が進められるよう、都道府県として常に配慮することが必要と考えます。

さらに、本ガイドラインも参考としつつ、各都道府県において、ケアのあり方や権利擁護を図るための取組方法などについてガイドラインを作成すること、関係者の勉強会を行うこと等を通じ、都道府県内の関係者が共通の認識と、連携を深め、それぞれの各地域でよりよいケアが行うことができる体制作りを進めていくことが何よりも重要です。

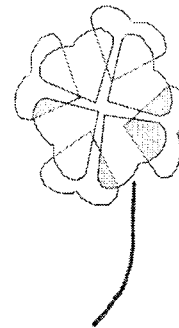
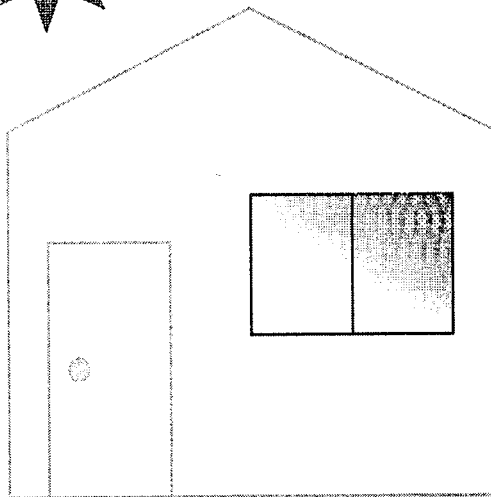
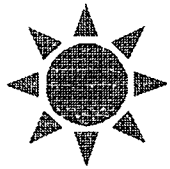
- ① 風通しのよい組織運営
- ② 開かれた組織運営
- ③ 職員の研修、資質の向上
- ④ 子どもの意見をくみ上げる仕組み等

どうなるの？

相談したら、あなたが虐待を受けることが
ないように、考えて対応します。

もし、あなたが相談したことで心配なことが
あれば、きちんとお話ししましょう。心配なこと
がないように、一緒に考えます。

あなたの秘密は守ります。安心してね。



こどもたちへの

たいせつ し
大切なお知らせ

しせつ さとおや
施設や里親さんのもとで
く
暮らしているあなたへ

虐待とは？

虐待とは…

- たたかれたり、けられたりすること
暴力をふるわれること
- 胸や性器をさわられるなど性的な行為
やいたずらをされること
- お腹がすいてもご飯をもらえなかったり、
長い時間ほったらかしにされること
- 心が傷つくようなことを言われたり、
無視されたり、差別されたりすること

どんなことがあっても、施設の職員
や里親さんがあなたに、このような
虐待をしてはいけないうことになっ
ています。

もし、虐待を受けたら… どうすればいいの？

ひとりで悩まないで、相談しましょう。



電話で相談する場合には、はじめに次の
ように伝えましょう。

電話に出た人に、「私は_____という
施設(里親等)にいますが、虐待をされたの
でお電話しました。担当の人をお願いしま
す。」とってください。

ほかの子どもから、いじめられ
たり、嫌なことがあっても、
施設の職員や里親さんに
言えない時も、
ここに相談していいのです。

どこに連絡したらいいの？

相談する人は次の3つのところにいます。どこ
に連絡してもいいです。

- 児童相談所：子どもについての専門の職員
がいるところ

担当の児童相談所

あなたの担当

電話番号

メール

- 都道府県庁の窓口：施設や里親さんの指導を
するところ

県 課

担当

電話番号

メール

- 児童福祉審議会：都道府県庁や児童相談所に
アドバイスするところ

担当

電話番号

メール

社会的養護体制の計画的整備

都道府県地域行動計画(社会的養護関係部分)について

- 児童福祉法等の一部を改正する法律(平成20年法律第85号)により、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)が改正され、都道府県が策定する地域行動計画に記載する事項として、「保護を要する子どもの養育環境の整備」が明記された(平成22年4月1日施行)(※1)。
- 都道府県では、後期行動計画(平成22年度から平成26年度までを計画期間とする計画)の策定作業を21年度中に終えることとなるが、後期行動計画策定に当たっては、上記改正を踏まえ、社会的養護体制の質・量の充実を図るための事項を含めて後期行動計画を策定することとなる。
- 国は、「行動計画策定指針」に社会的養護体制の充実のための基本的な考え方を含めて記載しており、具体的には、
 - ・要保護児童の人数の算定の考え方、
 - ・家庭的養護の推進、施設機能の見直し、自立支援策の強化、子どもの権利擁護強化等各項目ごとの基本的な考え方等を示している。
- 都道府県(※2)は、国の「行動計画策定指針」を踏まえ、社会的養護体制に関しても、平成29年度までの必要量を見込んだ上で、平成26年度までの計画を策定することとなる。

※1 改正後の次世代育成支援対策推進法
(都道府県行動計画)

第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「都道府県行動計画」という。)を策定するものとする。

2~8 略

※2 指定都市及び児童相談所設置市は、社会的養護関係部分については、都道府県と同様に計画を策定する必要がある。

各項目ごとのポイント

項目ごとに、例えば、以下のような観点から、計画を設定することが考えられる。

(ア)家庭的養護の推進

- 家庭的養護を推進するための方策を記載。里親委託率については、目標値を設定、その他は必要に応じて設定。
- 里親委託について
 - ・里親委託率は地域の実情に応じて設定するが、現在の委託率より一定以上上がるように委託率の数値目標を設定。
 - ※ 例えば、当該都道府県内における平成20年度末現在の里親委託率7%とすると、これを上回る数値を設定。
 - ・里親委託を推進するため、新規里親の開拓の方策、里親支援策の充実を図るための方策を記載。
その際には、里親支援機関等の地域資源の活用を含めた検討が必要。
 - ※ 例えば、以下のような記載が考えられる。
年に○回、里親経験者の講演会を開催。
平成○年度までに里親サロンの開催、里親への相談業務を里親支援機関事業として委託。
- 小規模住居型児童養育事業について
 - ・地域における普及状況を踏まえつつ、促進を図るための方策を記載。
その際には現状の里親の意向・希望等を踏まえて、ファミリーホーム事業の立ち上げ支援等も含めた検討が必要。

(イ)施設機能の見直し

以下のそれぞれについて、必要に応じ数値目標を設定するほか、数値目標を設定しない場合にも体制整備が図られるための方策を記載。

- 専門的なケアについて
 - ・情緒障害児短期治療施設がない地域における整備目標の設定など専門的なケアが実施できる体制整備の方策を記載。
- 自立支援に向けた取組について
 - ・施設における自立支援、継続的・安定的な環境での支援を確保するための地域での連携方策等のあり方を記載。
 - ※ 例えば、当該地域における専門的な役割を担う施設、自立支援の中心的な役割を担う施設(又は自立援助ホーム等)等を指定するとともに、関係者のネットワークの構築スケジュールを策定し記載。
(平成○年○月まで 関係者の会議立ち上げ、△年△月まで 問題点の洗い出しと対応策の議論、□年□月まで 役割分担の明確化と定期的な会合)
- ケア単位の小規模化について
 - ・ケア単位の小規模化の目標を設定するなど家庭的な養護を推進するための方策を記載。
 - ※ 例えば、「平成26年度までに小規模グループケア・地域小規模児童養護施設 ○箇所設置する。」旨記載。
- 子どものプライバシーについて
 - ・子どものプライバシーに配慮した環境の整備(例えば個室化)に向けた施設整備の見込みを記載。

(ウ) 家庭支援機能の強化

以下のそれぞれについて、必要に応じ数値目標を設定するほか、数値目標を設定しない場合にも体制整備が図られるための方策を記載。

○児童相談所等関係機関の役割分担・連携について

・児童相談所、市町村、児童家庭支援センター等関係機関の連携体制を構築するための具体的な方策を記載。

※ 例えば、関係者の連携体制の構築スケジュールを策定し、記載。

「○年○月までに児童相談所、市町村、児童家庭支援センターなどの関係機関の担当者レベルの会議を設置し、問題点の洗い

出し作業。」

「△年△月までに担当者レベル会議での問題点への対応策について具体的に議論し、まとめる。」

「□年□月までに各機関の役割分担と定期的な会合及び非定期的な会合を開く場合のルール等を定める。」など

○児童家庭支援センターについて

・児童家庭支援センターが、設置されていない地域における整備目標の設定や、センターが設置されている地域における活用方策を記載。

※ 例えば、「○年度までに児童家庭支援センターを設置する。」

「○年度までに児童家庭支援センターに対し、指導委託できるように研修会、説明会を開催する。」

○母子生活支援施設について

・母子生活支援施設と関係機関との連携体制を構築するための具体的な方策を記載。

その時には、母子生活支援施設の利用実態を把握し、DV被害者が多ければ、婦人相談所との連携等も含めた検討が必要。

(エ) 自立支援策の強化

以下のそれぞれについて、必要に応じ、数値目標を設定するほか、数値目標を設定しない場合にも体制整備が図られるための方策を記載。

○自立援助ホームについて

・自立援助ホームについては、施設を退所する者等の数の見込み、自立援助ホームを利用することが想定される割合等を踏まえ、当該地

域における必要量を設定。

※ 例えば、「平成26年度までに自立援助ホームを○か所設置する。」旨記載。

○相談等の拠点について

・施設退所者等が相談できる場や気軽に集う場の整備を進めるための方策について記載。

※ 例えば、「○年○月までに、施設退所後家庭復帰できない人数などニーズを把握」

「△年△月までに、実施場所の選定・調整」

「□年□月までに、施設入所児童等へ周知及び準備」

(オ)人材確保のための仕組みの強化

必要に応じ、数値目標を設定する。その他数値目標を設定しない場合にも体制整備が図られるための方策を記載。

○研修体制について

・見込んだ要保護児童数に見合った、必要な人材育成を進めることが可能となるよう、研修体制の整備の具体的な方策を記載。

※ 例えば、「要保護児童数の見込み数に踏まえ、これに対応するために必要な人材の数の見込みを算定し、記載。」

「平成○年度までに○人分の研修体制を整備する旨を記載。」

(カ)子どもの権利擁護の強化

○ 被措置児童虐待の通告等への対応や、予防の取組にかかる体制整備・見直しを進めるための具体的な段取りとスケジュールを記

載。

※例えば、

・都道府県版被措置児童等ガイドラインについて、平成○年△月までに策定を行う。

・被措置児童等虐待に関する都道府県(関係部局)、関係施設の協議会、関係機関等と連携強化のための会議を平成○年度に△回開催。

・子どもの権利擁護や被措置児童等虐待に関する施設職員や関係機関職員向け研修会を平成○年度に△回開催。

・被措置児童等虐待の広報・啓発に関する印刷物(ポスター・リーフレット)の作成や子どもの権利ノート改訂を平成○年△月までに実施。

等を記載

○第三者評価の受審について

・施設等における第三者評価の受審を進めるための具体的な取組を記載。

※ 例えば、第三者評価機関がない地域においては機関設置に向けた取組を記載。

設置されていても受審が進んでいない地域においては、問題点や対応策を検討するスケジュールやいつまでに○割の施設が受信するようにするなどの目標を記載。

被措置児童等虐待対応ガイドライン
～都道府県・児童相談所設置市向け～

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課

厚生労働省 社会・援護局 障害福祉部障害福祉課

平成21年3月

目次

I	被措置児童等虐待の防止に向けた基本的視点	
1.	被措置児童等虐待防止対策の制度化の趣旨	1
2.	基本的な視点	3
1)	虐待を予防するための取組	
2)	被措置児童等が意思を表明できる仕組み	
3)	施設における組織運営体制の整備	
4)	発生予防から虐待を受けた児童の保護、安定した生活の確保までの継続した支援	
3.	留意点	6
1)	被措置児童等の安全確保のための優先・迅速な対応	
2)	都道府県の組織的な対応・関係機関との連携	
II	被措置児童等虐待に対する対応	
1.	被措置児童等虐待とは	8
2.	児童虐待防止法との関係	10
3.	被措置児童等虐待対応の流れ（イメージ）	12
4.	早期発見のための取組と通告・届出に関する体制	13
1)	通告等受理機関及び通告等への対応を行う機関	
2)	被措置児童等虐待に関する窓口の周知	
3)	早期発見のための体制整備	
4)	都道府県児童福祉審議会の体制整備	
5.	初期対応	15
1)	相談・通告・届出への対応	
ア	情報の集約・管理の仕組みの整備	
イ	通告等の受理時に確認する事項等	
ウ	守秘義務及び個人情報保護との関係並びに通告による不利益取扱いの禁止等について	
2)	通告等受理機関及び届出受理機関から都道府県（担当部署）への通知	
3)	通告等を受理した後の都道府県（担当部署）等の対応	

4) 措置等を行った都道府県と被措置児童等の所在地の都道府県が異なる等の場合		
6. 被措置児童等の状況の把握及び事実確認	2 2
7. 被措置児童等に対する支援	2 3
8. 施設等への指導等	2 4
9. 都道府県児童福祉審議会の体制・対応	2 9
1) 都道府県（担当部署）による都道府県児童福祉審議会への報告		
2) 都道府県児童福祉審議会による意見、調査等		
3) 都道府県児童福祉審議会の体制		
10. 被措置児童等虐待の状況の定期的な公表	3 3
11. 被措置児童等虐待の予防等	3 3
1) 風通しのよい組織運営		
2) 開かれた組織運営		
3) 職員の研修、資質の向上		
4) 子どもの意見をくみ上げる仕組み等		
Ⅲ 参考資料		
・被措置児童等虐待通告等受理票（例）	3 6

I 被措置児童等虐待の防止に向けた基本的視点

1. 被措置児童等虐待防止対策の制度化の趣旨

(はじめに)

「児童の権利宣言」(1959年)においては、児童は、「健康に発育し、かつ、成長する権利」及び「適切な栄養、住居、レクリエーション及び医療を与えられる権利」を有することとされており、全ての子どもについて、これらの権利が守られる必要があります。また、「児童の権利に関する条約」においても、「児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取(性的な虐待を含む。)からその児童を保護する」ことが規定されています。

何らかの事情により家庭での養育が受けられなくなった子ども等被措置児童等についても、これらの権利が守られる必要があります。施設等※は、子どもたちが信頼できる大人や仲間の中で安心して生活を送ることができる場でなければなりません。

しかし、子どもが信頼を寄せるべき立場の施設職員等が入所中の子どもに対して虐待を行うということが起きており、こうしたことは子どもの人権を侵害するものであり、絶対にあってはならないことです。このため、今般、児童福祉法等の一部を改正する法律(平成20年法律第85号)により被措置児童等虐待の防止のための枠組みが規定されました(平成21年4月施行)。今後はこの枠組みに基づき取組を進めることとなります。

被措置児童等虐待防止の対策を講じるに当たっては、子どもの権利擁護という観点から、子どもたちが安心して生活を送り、適切な支援を受けながら、自立を支えるために環境を整えるとの観点を持って、取組を進めることが必要です。

このガイドラインは、「被措置児童等虐待」に着目した、都道府県・政令市・児童相談所設置市(以下単に「都道府県」とする。)が準拠すべきガイドラインとして作成したものです。各都道府県においては、このガイドラインを参考とし、都道府県内の関係者と連携して幅広く被措置児童等のための適切な支援策を推進することが求められます。

今般の制度化は、防止に向けた「枠組」を規定したものです。今後、国や都道府県の行政や施設等の関係者が協働して具体的な取組・事例を積み重ね、子どもの権利擁護を促進するための取組について、関係者間で共通認識を図りながら、対策を実効性のあるものとしていくことが必要であることを申し添えます。

※施設等～小規模住居型児童養育事業者、里親、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設等(知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設を総称する。以下同じ)、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、指定医療機関、一時保護所

(経緯)

施設等における被措置児童等虐待に関しては、平成19年5月にとりまとめられた「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会中間とりまとめ」において、「昨今、相次いで施設職員による虐待事件が起こっているが、子どもの抱える課題の複雑さに対応できていない職員の質や教育に問題があったこと、施設におけるケアを外部から評価・検証する仕組みがなく施設運営が不透明になっていること等がその要因として指摘されています。関係者にはこのような問題が二度と起こらないようにするための真摯な努力が求められることはもちろんですが、さらに、このような課題を解決するため、制度的な対応も視野に入れて検討する必要がある」ことが指摘され、平成19年6月に公布された「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成19年法律第73号）」においても、「政府は、児童虐待を受けた児童の社会的養護に関し、・・・児童養護施設等における虐待の防止を含む児童養護施設等の運営の質的向上に係る方策・・・その他必要な事項について速やかに検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」ことが附則で規定されて、政府における検討事項とされました。

さらに、平成19年11月にとりまとめられた社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会報告書においては、「社会的養護の下にいる子どもたちは、措置によりその生活が決定されること等を踏まえ、また、近年起こっている施設内虐待等を予防するとともに、これに対応するため、下記のような施策を講じることにより、子どもの権利擁護の強化、ケアの質の確保を図る必要がある。」ことが指摘されました。

これらを受け、政府では、今回の児童福祉法等の一部を改正する法律案に被措置児童等虐待の防止に関する事項を盛り込み、被措置児童等の権利擁護を図るため、適切な対応のための仕組みを整備することとしました。

(主な内容)

今回の制度化では、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）が対応していない施設職員等による虐待に対応することをはじめとして、社会的養護に関する質を確保し、子どもの権利擁護を図るという観点から、下記のような事項が規定されています。

- ・被措置児童等虐待の定義
- ・被措置児童等虐待に関する通告等
- ・通告を受けた場合に都道府県等が講ずべき措置
- ・被措置児童等の権利擁護に関して都道府県児童福祉審議会の関与

そもそも、保護を要する子どもたちの権利擁護を図るということは、当然、施設等の役割に含まれているものでありますが、今般の改正では、「施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。」ことが改めて明確に規定されています（児童福祉法第33条の11）。

さらには、事業者や施設の設置者、里親は、児童、事業を利用する者及び施設に入所する者の人格を尊重するとともに、児童福祉法又は同法に基づく命令を遵守し、忠

実に職務を遂行しなければならないことが明確に規定されました（児童福祉法第44条の3）。

都道府県においては、このような基本となる考え方を踏まえ、子どもの福祉を守るという観点から、被措置児童等の権利が侵害されている場合や生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測されるなどの場合には、被措置児童等を保護し、適切な養育環境を確保する必要があります。また、不適切な事業運営や施設運営が行われている場合には、事業者や施設を監督する立場から、児童福祉法に基づき適切な対応を採る必要があります。

本ガイドラインは被措置児童等虐待に着目したものであることから、指導監査全般に係る具体的内容には言及していませんが、都道府県における指導監査体制を見直し、各施設等におけるケアの質についても適切に監査を行い、施設等と関係機関がケアの質についての理解・認識を高めながら改善を図ることも重要です。

児童の権利擁護を図り、児童の福祉の増進を進めることが目的であることをすべての関係者がしっかりと認識し、法律事項についてはもちろんのこと、運用面での取組も含め、被措置児童等虐待の発生予防から早期発見、迅速な対応や再発防止のための様々な取組が総合的に進められることが重要です。

2. 基本的な視点

1) 虐待を予防するための取組

被措置児童等の中には、保護者から虐待等を受けて心身に深い痛手を受け、保護された子どももおり、またそのような背景はなくても、施設職員等から虐待等を受けた場合の心の傷は計り知れないものがあります。したがって被措置児童等虐待への対応で最も重要な課題は、子どもの権利擁護の観点からの被措置児童等虐待を予防するための取組であるといえます。

被措置児童等虐待の予防については、直接的に被措置児童等虐待に対応するという観点だけではなく、被措置児童等に対するケアについて、組織として対応し、常日頃から、複数の関係者が被措置児童等の様子を見守り、コミュニケーションがとれる体制を作ること等、ケアの質の向上や、施設等における適切な体制整備を進めることが被措置児童等虐待の予防へつながることになります。

具体的には、施設等での養育実践において負担が大きいと感じている職員や経験の浅い職員などに対し、施設内でアドバイスすることや、里親に対し、里親支援機関や里親会などが関わること等により、施設職員等が一人で被措置児童等を抱え込まず、複数の関係者や機関が被措置児童等に関わる体制が必要です。

また、被措置児童等からの苦情や要請に対して適切に解決に努めるため、施設においては、苦情解決体制（苦情解決責任者、第三者委員の設置等）を確保するほか、第三者による評価を導入するなどの取組が必要です。

被措置児童等は学校に通ったり、医療機関を利用するなど地域で生活を送っています。このため、在宅の子どもと同じように、学校の関係者、地域福祉の関係者、医療関係者等の関係者が常に連携を取りながらチームとして被措置児童等に関わるようにし、チームの構成員として各々が適切な役割分担をしつつ、なすべきことをなすという認識の下に、対応することが重要です。

また、都道府県や児童相談所、市町村、学校、医療関係者、児童家庭支援センター、里親支援機関・児童委員など被措置児童等と関わる機会が多い関係者が定期的に集まり、被措置児童等の権利擁護や虐待への対応等に関する研修やケーススタディを実施すること、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機会を利用して、被措置児童等虐待の防止や権利擁護に関しても協議する機会を設けることなども必要です。関係者が普段から共通の認識を持ち、具体的な取組が図れるように積極的な取組を進めることが重要です。

<被措置児童等虐待予防のための取組例>

- ・ 研修を通じた子どもの権利についての施設職員等の意識向上
- ・ 「子どもの権利ノート」の作成、配布
- ・ 被措置児童等虐待について説明するための「しおり」などの作成、施設に入所等している子どもの保護者や子どもへの説明、配布
- ・ 被措置児童等を対象とした「子どもの権利ノート」を活用することなどによる子どもの権利についての学習会の開催（年齢に応じた理解・周知の反復）
- ・ 「子どもの権利ノート」に関するポスター掲示
- ・ 「子どもの自治会」等の開催を通じた被措置児童等による主体的な取組や、「意見箱」の設置など、子どもの意見を汲み取る仕組みづくり
- ・ 困難事例への対応についてのケースカンファレンスの開催、専門家によるスーパービジョン等施設職員の資質向上のための取り組み
- ・ 児童相談所による定期訪問調査、その際の被措置児童等との面接
- ・ ケアの孤立化・密室化の防止（複数体制の確保）
- ・ 職員のメンタルヘルスに対する配慮
- ・ 法人・施設や団体で定める倫理綱領、行動規範などについて、保護者や子どもに説明する など

* 滋賀県においては、全ての施設に対して、権利擁護委員会が年1回、施設の自己評価に基づいて実地調査を行い、施設職員および子どもと意見交換を行った後、子どもの権利の実態の評価を行うとともに、子どもの権利擁護に向けて必要な助言指導を行う「滋賀県児童養護施設等の子どもの権利擁護事業」が実施されています。

特に被措置児童等の状態の変化などが発見のきっかけとなることから、児童相談所や里親支援機関は平素から被措置児童等の状況を適時に把握することが必要です。

また、被措置児童等と関わる機会が多い関係者が、前述のように普段から共通の認識を持つことが、虐待の防止と早期発見につながります。

その上で、虐待が起こった場合には、早期に事実関係を確認し対応することが、最も重要です。

2) 被措置児童等が意思を表明できる仕組み

被措置児童等が安心して生活を送るためには、被措置児童等が自分の置かれた状況をよく理解できるようにするとともに、被措置児童等の意見や意向等も含め、自らの存在が尊重されていると感じられる環境の中で生活を送ることができるようにすることが重要です。

このような子どもの意見や意向に沿った支援を行う際、権利と義務、自由と制約など子どもと大人の間に大きな葛藤が起こるのではないかと、という危惧もありますが、子どもの言い分を適切に受けとめ、子どもと向き合っ客観的な視点で、かつ、子どもの最善の利益の視点から援助していくという姿勢が必要です。

具体的には、一時保護した際や、入所措置の際に、子どもの気持ちをよく受けとめつつ、自分（子ども）の置かれた状況を可能な限り説明すること、自立支援計画の策定や見直しの際には、子どもの意向や意見を確認すること、子どもが理解できていない点があれば再度説明すること、「子どもの権利ノート」等の活用により、子どもの発達に応じて、被措置児童等が自らの権利や必要なルールについて理解できるよう学習を進めることなどが重要です。

このほか、都道府県や都道府県児童福祉審議会による電話相談を周知する、「子どもの権利ノート」にはがきを添付するなど、権利侵害があった場合や、子どもの意見と施設職員の意見が異なる場合に被措置児童等が第三者に意見を述べやすい仕組みを整えることが重要です。

さらに、虐待の届出が行われた場合には、届け出た被措置児童等の権利が守られるようにするなど適切な対応を取る必要があります。

このようにして、都道府県、児童相談所、施設、里親等それぞれがケアの質の向上という観点からも、子ども自身の意見や意思を尊重しつつ、支援を進める必要があります。

3) 施設における組織運営体制の整備

施設において被措置児童等に適切な支援を行うためには、個別の職員の援助技術が必要です。その上で施設等は、組織として子どもを支援する体制を整えることが重要です。

施設運営そのものについては、施設職員と施設長が意思疎通・意見交換を図りながら方針を定めること、相互理解や信頼関係を築き、チームワークのとれた風通しのよい組織作りを進めること、第三者委員の活用や、第三者評価の積極的な受審・活用など、外部の目を取り入れ、開かれた組織運営としていくことが重要です。

また、職員各々の援助技術の向上のための研修、スーパーバイズやマネジメントの仕組み、職員の意欲を引き出し、活性化するための取組なども進めることが必要です。

このように、組織全体として、活性化され風通しがよく、また地域や外部に開かれた組織とすることによって、より質の高い子どもへの支援を行うことが可能となり、被措置児童等虐待も予防されるものと考えられます。

逆に言えば、組織全体としてこのような体制ができていない施設で被措置児童等虐待が起こった場合には、個々の職員の援助技術や資質の不足等の問題にとどまらないことが想定されます。都道府県においては、子どもの保護や施設に対する指導等を行った後にも、法人・施設の運営や組織体制等の見直し・改善が適切に進み、再発が防止されるよう、法人・施設側からの提案も促しながら継続して指導を行っていく必要があります。

被措置児童等虐待については、問題を個々の子どもに対する個々の職員の援助技術の不足等の問題と決めてかからずに、組織運営とその体制に関し、必要な検証を行い、改善を図ることが重要です。

4) 発生予防から虐待を受けた児童の保護、安定した生活の確保までの継続した支援

被措置児童等虐待への対応における基本的な目標は、被措置児童等を心身に有害な影響を及ぼす行為から守り、被措置児童等が安全で安心な環境の中で、適切な支援を受けながら生活を送ることができるようにすることです。

被措置児童等虐待の発生予防から始まり、虐待の早期発見、虐待発見後の適切な保護、さらに保護後も被措置児童等が安心して生活できるようになるまでの継続した支援が必要です。

特に、施設など複数の子どもが生活を送る場で被措置児童等虐待が発見された場合には、被害を受けた被措置児童等のほかにも、当該施設等で生活を送っている他の被措置児童等に対しても適切な経過説明ときめ細やかなケアを実施することが必要です。

個々の被措置児童等のケアの具体的な方針については、基本的に児童相談所が責任主体となります。施設運営そのものの見直し、改善等については、都道府県（担当部署）が責任主体となって、児童相談所と連携して対応することが求められます。その場合、外部の専門家や都道府県児童福祉審議会の委員等からの協力を得ながら、法人や施設等が主体的に行う改善に向けた取組に対し、継続して支援を行うという姿勢が必要です。

3. 留意点

1) 被措置児童等の安全確保のための優先・迅速な対応

被措置児童等虐待については、在宅の児童虐待と同様、被措置児童等の生命に関わるような緊急的な事態が生じる可能性もあり、そのような状況下での対応は一刻を争うものとなります。

虐待の発生から時間が経過するにしたがって虐待の内容が深刻化することや当該児童に与える影響が大きくなることも予想されるため、通告や届出がなされた場合には、都道府県における迅速な対応が必要です。

このような事態に対応できるよう、夜間や休日においても、在宅の児童虐待に関する夜間・休日通告受理体制を活用するなど、被措置児童等虐待に係る相談や通告・届出に対応できる仕組みを整え（緊急的な一時保護体制も含め）、関係者や住民などに十分周知する必要があります。

2) 都道府県の組織的な対応・関係機関との連携

被措置児童等虐待については、都道府県（担当部署）においては、担当者が1人で対応するのではなく、組織的な対応を行うことが必要であり、相談、通告や届出（情報提供、連絡も含む）があった場合にはどのような体制で事実確認等を行うかについてあらかじめルールを定めておき、組織内で認識を共通にしておく必要があります。

また、被措置児童等虐待への対応については、都道府県（担当部署）はその内容等を速やかに都道府県児童福祉審議会へ報告することとされていることから（児童福祉法第33条の15第2項）、報告の内容、緊急の際の報告体制等のルールをあらかじめ定め、的確な対応が取れるようにする必要があります。

実際に虐待が起こってからではなく、あらかじめよく情報を共有することにより、実際に被措置児童等虐待が起こった場合において迅速に対応することができるようになるものと考えられます。

被害を受けた被措置児童等はもちろんのこと、同じ施設に入所するほかの被措置児童等についても適切な支援を行うことができるような体制を組むこと、施設運営等の見直しに関し、施設に都道府県児童福祉審議会等の専門家を加えた検証・改善委員会の設置を促すことなど組織全体に関わる対応が必要となる場合も想定されるため、関係者が連携しながら取り組むことが求められます。

都道府県（担当部署）においては、関係機関とも連携し、実践事例の収集や蓄積、研修などの取組を通じて被措置児童等虐待に対する認識の共通化を図るとともに、都道府県内における関係機関の連携及び体制についてあらかじめルールを定めておくことなどが必要です。

<被措置児童等虐待、事故などに関するマニュアル等を作成し、関係機関の間で認識の共有等を進めている自治体の取組例等>

- ・ 事件、事故 ～埼玉県「児童養護施設危機管理マニュアル」
- ・ 被措置児童虐待 ～大阪府「児童福祉施設における人権侵害等対応マニュアル」

II 被措置児童等虐待に対する対応

1. 被措置児童等虐待とは

児童福祉法の改正により規定された被措置児童等虐待の防止等（児童福祉法第2章第6節）における「施設職員等」、「被措置児童等」の範囲は以下のとおりです。「施設職員等」については、児童福祉法第27条第1項第3号又は第2項の規定に規定される事業者・里親・入所施設・医療機関・一時保護施設で業務に従事する者（同居人も含む。）が対象となります。

○ 「施設職員等」とは、以下の①～⑤をいいます。

- ①小規模住居型児童養育事業に従事する者
- ②里親若しくはその同居人
- ③乳児院、児童養護施設、知的障害児施設等¹、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者
- ④指定医療機関の管理者その他の従業者
- ⑤児童福祉法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は児童福祉法第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて児童に一時保護を加える業務に従事する者

○ 被措置児童等とは、以下の①又は②をいいます。

- ①以下の者に委託され、又は以下の施設に入所する児童
 - ・小規模住居型児童養育事業者
 - ・里親
 - ・乳児院、児童養護施設、知的障害児施設等¹、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設
 - ・指定医療機関

※なお、自立生活援助事業（自立援助ホーム）や母子生活支援施設については、法律上は対象事業者・施設には含まれていませんが、対象事業者・施設の対応に準じ、今回の制度化の考え方を踏まえた対応をするものとします。

②以下の施設等に保護（委託）された児童

- ・児童福祉法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設
- ・第33条第1項又は第2項の規定により一時保護委託を受けた者

¹知的障害児施設等とは、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設の総称。

○ 被措置児童等虐待とは、施設職員等が被措置児童等に行う次の行為をいいます。

- ① 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ② 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- ④ 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

① 身体的虐待

- ・打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭部外傷、たばこによる火傷など外見的に明らかな傷害を生じさせる行為を指すとともに、首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、冬戸外に閉め出す、縄などにより身体的に拘束するなどの外傷を生じさせるおそれのある行為を指します。

② 性的虐待

- ・被措置児童等への性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆を行うなど
- ・性器や性交を見せる
- ・ポルノグラフィーの被写体などを強要する又はポルノグラフィー等を見せるなどの行為を指します。

③ ネグレクト

- ・適切な食事を与えない、下着など長時間ひどく不潔なままにする、適切に入浴をさせない、極端に不潔な環境の中で生活をさせるなど
 - ・同居人や生活を共にする他の被措置児童等による身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する
 - ・泣き続ける乳幼児に長時間関わらず放置する
 - ・視線を合わせ、声をかけ、抱き上げるなどのコミュニケーションをとらずに授乳や食事介助を行う
- などの行為を指します。

④ 心理的虐待

- ・ことばや態度による脅かし、脅迫を行うなど
- ・被措置児童等を見捨てたり、拒否的な態度を示すなど
- ・被措置児童等の心を傷つけることを繰り返し言う
- ・被措置児童等の自尊心を傷つけるような言動を行うなど
- ・他の被措置児童等とは著しく差別的な扱いをする
- ・適正な手続き（強制的措置）をすることなく子どもを特定の場所に閉じ込め隔

離する

- ・他の児童と接触させないなどの孤立的な扱いを行う
- ・感情のままに、大声で指示したり、叱責したりするなどの行為を指します。

2. 児童虐待防止法との関係

児童虐待防止法においては、保護者がその監護する児童に対し、その身体に外傷を生じるおそれのある暴行やわいせつな行為、ネグレクト、著しい心理的外傷を与える行為等を行うことを「児童虐待」として定義しています。

ここで言う「保護者」とは、親権を行う者のほか、児童を現に監護する者とされており、児童が施設に入所している場合又は里親に委託された場合には、当該施設の長又は里親は一定の監護権を有し、かつ、現に監護していることから、保護者に該当するものです。

一方、施設職員として養護に従事する者については、施設長の指揮命令に従い、一定の業務に従事していることから、保護者には該当するものではありません。

したがって、

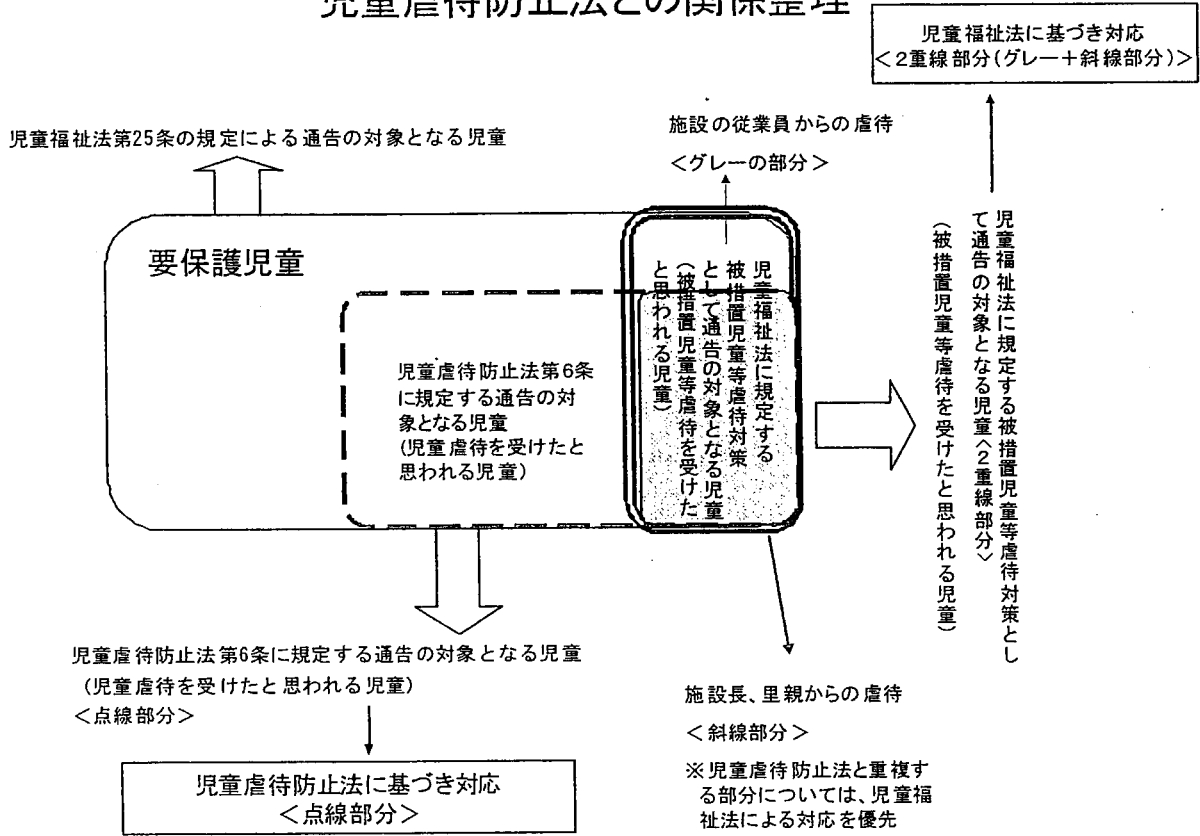
- ① 施設職員が行う虐待については、児童虐待防止法に規定する児童虐待の対象ではありませんが、今回新たに被措置児童等虐待の対象に該当することになります。
- ② 里親や施設長については、児童を現に監護する者として、児童虐待防止法に規定する「保護者」となることから、これらの者が行う虐待については、児童虐待防止法に規定する児童虐待であるとともに、今回、さらに被措置児童等虐待に該当することになります。

児童虐待防止法及び児童福祉法の双方が適用される里親や施設長による虐待については、行政が措置した児童について措置や委託中もその養育の質の向上と権利擁護を図るという観点から、措置を行う根拠法である児童福祉法において被措置児童等虐待の対策を講じるという今回の改正の趣旨を踏まえ、第一義的には、児童福祉法に基づく措置を優先して講じることとします。

ただし、万が一、「保護者」に該当する里親や施設長が虐待を行い、児童福祉法に基づく事業規制等による対応を行っても、十分に対応できないような事態が起こった場合は、さらに児童虐待防止法に基づく臨検・搜索等の対応も行うことが可能です。

なお、児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待であっても、被措置児童等虐待のいずれかに該当すると考えられるケースについては、児童福祉法に基づく被措置児童等虐待として通告すれば、別途児童虐待防止法第6条第1項の規定に基づく通告をすることを要しないものとされています。(児童福祉法第33条の12第2項)

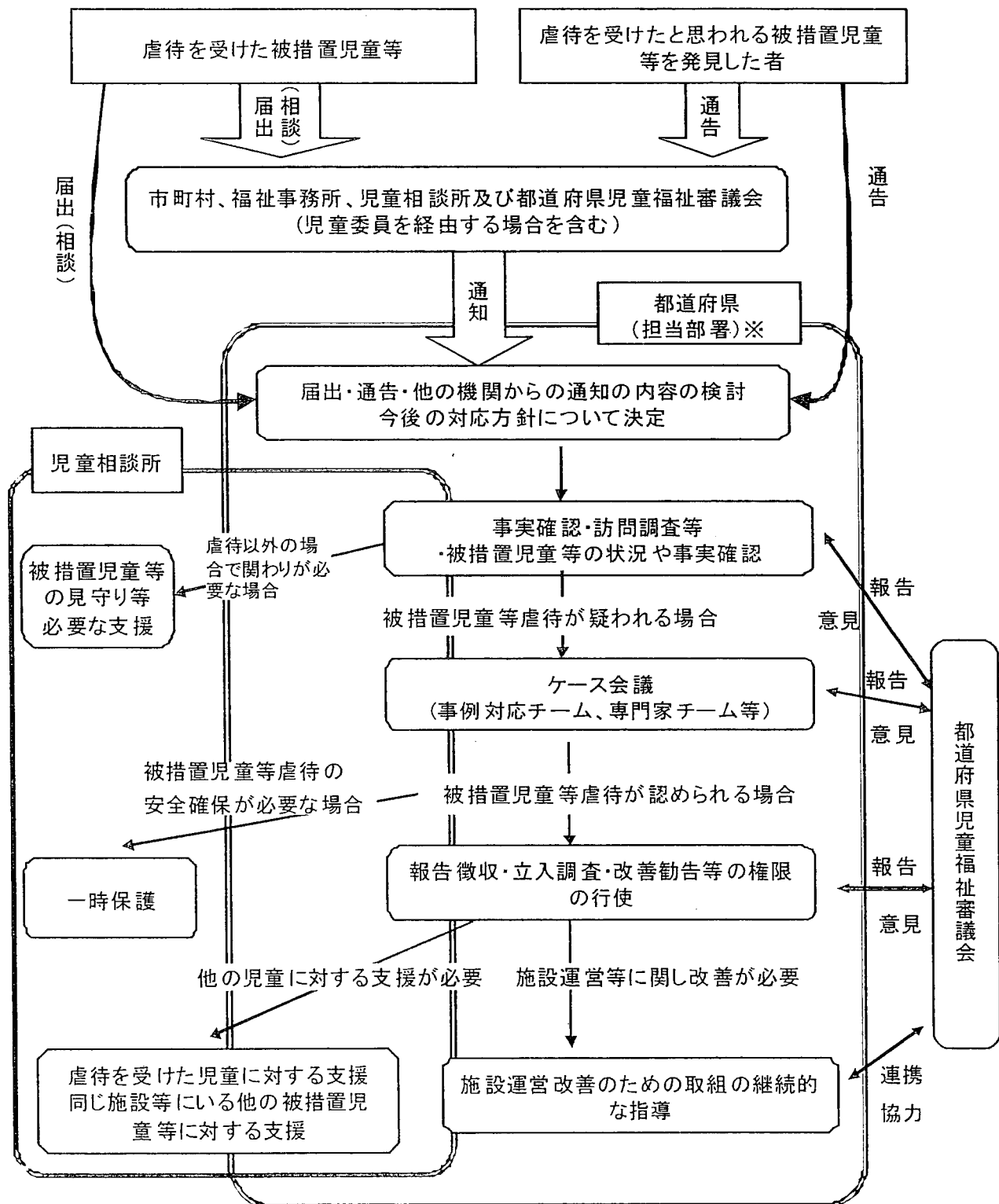
児童虐待防止法との関係整理



3 被措置児童等虐待対応の流れ（イメージ）

以下4.～9.に記載する対応等に関する全体の流れのイメージは以下の通りとなります。

被措置児童虐待対応の流れ（イメージ）



※ 各都道府県において担当の主担当となる担当部署を定めておく必要があります。

4. 早期発見のための取組と通告・届出に関する体制

被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者については、通告義務が課せられており、発見した者は速やかに、1)の①の通告受理機関へ通告しなければならないこととされています。発見者が施設職員等の場合であっても同じです。このうち「都道府県の設置する福祉事務所」及び「市町村」（政令市及び児童相談所設置市を除く。以下同じ。）は、都道府県（担当部署）に通知します。「都道府県（担当部署）」、「都道府県児童福祉審議会」及び「児童相談所」は、1)の③の対応を行います。

また、被措置児童等は、1)の②の届出受理機関へ虐待を受けた旨を届け出すことができます。

これらの詳細や通告の前段階としての取組などについては、2)以下のとおりとなっています。

なお、都道府県によっては、施設等の監督を行う部署、都道府県児童福祉審議会を所管する部署など担当課が複数にまたがるため、被措置児童等虐待の通告・届出・通知を受ける担当をあらかじめ定めておく必要があります。

1) 通告等受理機関及び通告等への対応を行う機関

①発見者からの通告受理機関

- ・ 都道府県の設置する福祉事務所
- ・ 児童相談所
- ・ 都道府県（担当部署）（あらかじめ主担当を都道府県において定めること）
- ・ 都道府県児童福祉審議会
- ・ 市町村

（なお、児童委員を介して上記機関が通告を受理することもある。）

②被措置児童等からの届出受理機関

- ・ 児童相談所
- ・ 都道府県（担当部署）
- ・ 都道府県児童福祉審議会

③通告等への対応を行う機関における対応

- ・ 都道府県（担当部署）は、発見者からの通告、通告受理機関からの通知、被措置児童等からの届出を受け、調査、都道府県児童福祉審議会への報告、同審議会からの意見聴取、施設等に対する必要な指導等を実施します。
- ・ 都道府県児童福祉審議会は、通告や届出を受理した場合の都道府県（担当部署）への通知、対応についての意見陳述、必要に応じ関係者からの意見聴取や資料提供を求める等の対応を行います。
- ・ 児童相談所は、通告や届出を受理した場合の都道府県（担当部署）への通知を行うとともに、都道府県（担当部署）の求めに応じ、被措置児童等の調査や子どもの安全確保、施設等に対する必要な指導、家族や関係機関との調整等を行います。

2) 被措置児童等虐待に関する窓口の周知

都道府県（担当部署）、児童相談所においては、

- ① いわゆる「子どもの権利ノート」を活用する（相談先電話番号の記載、相談内容を記載して送ることができるはがきの添付等により被措置児童等が届出を行いやすくする）
- ② 休日・夜間においても対応できる電話相談を設ける
- ③ メールやはがき等様々な方法で届出ができるよう工夫する
- ④ 関係機関においても、周知・広報を行うよう依頼する

等により、被措置児童等に対し届出ができることの周知を図るとともに、被措置児童等虐待に関する情報が速やかに集まるような体制を整える必要があります。

また、発見者から速やかに通告が受けられるように、被措置児童等虐待を発見した者に通告義務がかかることについて、十分な周知・広報を行います。具体的には、通告受理機関の機関名や連絡先、夜間・休日の連絡先となる電話番号などを市町村や学校、その他の公的な機関などを通して周知する必要があります。

被措置児童等虐待の通告受理機関は、都道府県（担当部署）と都道府県児童福祉審議会以外は、児童虐待防止法の通告受理機関と同様の機関としていることから、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）などによく連携を図りつつ、在宅の児童虐待に関する通告の連絡先が被措置児童等虐待の通告の連絡先も兼ねるようにするなど、適宜工夫しながら適切な体制を整備することが必要です。

3) 早期発見のための体制整備

都道府県（担当部署）においては、被措置児童等虐待の早期発見・早期対応を図るため、虐待が起こる前から、関係者の連携と対応の体制を整え、被虐待児童等も地域の子どもの同様地域で見守るという共通認識をつくっておく必要があります。

都道府県（担当部署）や児童相談所は、定期的に関係者が集まる場（例えば、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会））などを活用し、被措置児童等の状況についての認識の共有を働きかけるほか、子どもの通う学校と、子どもの担当の児童相談所が普段から連絡を取り合うなど、子どもの状況の変化に関係者がすぐに気づくことができるような体制としておくことが必要です。

また、都道府県（担当部署）や児童相談所は、被措置児童等の措置・委託先である施設等ともよく連絡・コミュニケーションを図り、被措置児童等の状況や、施設等における養育の体制等についてよく把握するとともに、勉強会の開催等を通じて子どもの権利擁護の観点からの認識共有を進めることが必要です。

こうした取組を通じて、被措置児童等虐待がどのような場合に起こりやすいか、子どもがどのようなシグナルを発するのか、虐待に気づいた場合にはどのような対応が必要か等について、関係者に十分に理解してもらっておくことが必要であるとともに、それぞれの関係者の役割分担や対応方法についてルールを定め、具体的な

対応のシミュレーションをしておくことが考えられます。

4) 都道府県児童福祉審議会の体制整備

被措置児童等虐待について、都道府県児童福祉審議会は、通告受理機関、届出受理機関とされています（児童福祉法第33条の12第3項）。同審議会が受理した通告や届出については、都道府県（担当部署）へ速やかに通知することになります（児童福祉法第33条の15第1項）。

また、都道府県（担当部署）は、被措置児童等虐待に関する事実確認や保護等の措置を採った場合には、都道府県児童福祉審議会へ報告しなければなりません（児童福祉法第33条の15第2項）。

被措置児童等虐待に対応するため、都道府県児童福祉審議会の体制（都道府県児童福祉審議会そのもので審議するのか、専門の部会を設置するのか、現行の被措置児童等の措置を決定する部会の審議事項を拡大するのか等）については、各都道府県において判断いただくこととなりますが、通告・届出の受理を適切に行うことや都道府県（担当部署）からの報告に速やかに応じることができることなどを含め、実効性の高い体制を整えておく必要があります。

※ 都道府県児童福祉審議会の体制等についての詳細は9. を参照

5. 初期対応

1) 相談・通告・届出への対応

ア 情報の集約・管理の仕組みの整備

被措置児童等虐待については、都道府県（担当部署）において、通告や届出の受理から、情報収集、決裁・方針決定などに至る仕組みについての基本的なルールを定め、通告や届出がされた事案に係る児童等の情報から個別ケースへの対応の内容に及ぶ記録等を整備し、運用の管理を行うことが必要です。

最終的に情報を集約・把握し、必要な対応を講じるのは都道府県（担当部署）であるので、各都道府県（担当部署）が主体となって、本ガイドラインを参考に、通告や届出があった際に何を把握する必要があるのか、受理機関は、都道府県（担当部署）の誰にいつまでに何を連絡する必要があるか等についてあらかじめ定め、通告や届出の受理機関のいずれもが都道府県（担当部署）へ必要な事項を連絡することができるようにしておくことが重要です。

イ 通告等の受理時に確認する事項等

(通告受理機関及び届出受理機関が通告等を受理する際に留意すべき点について)

被措置児童等虐待に関する通告者や届出者は、通告や届出をすることによって責任を問われたり、恨まれることがあるのではないかなど等の不安をもっている可能性もあります。また、通告や届出の内容が虚偽であったり、事案が過失による事故である可能性も考えられます。

いずれにしても、通告受理機関及び届出受理機関においては、通告者や届出者に不安を与えないように配慮するとともに、正確な事実を把握することが必要です。

このため、通告や届出を受理した場合は、まず通告者や届出者から虐待を発見等した状況等について詳細に説明を受け、被措置児童等虐待に該当するかどうか等の判断材料となるよう情報を整理します。

また、被措置児童等虐待を受けているかどうかの確証が得られていない状況であっても、通告や届出のあった場合においては同様に、「虐待を受けたと思われる」状況について詳細に説明を受け、被措置児童等虐待に該当するかどうか等の判断材料となるよう情報を整理します。

被措置児童等本人からの電話の場合には、自分のことではなく、友人のこのように装ったり、いたずらやふざけているような内容で連絡がある場合があります。特に、性的虐待のケースの場合、最初から性的虐待を受けているという訴えをすることは少ないと考えられます。

このような電話の場合には、被措置児童等虐待かどうかの結論を急がず、子どもが安心して話せると感じるように受容的に話を聞き、子どもの訴えの内容が把握できるまで、また、子どもの居場所等が特定できるような情報を子どもが話すようになるまで丁寧に配慮をもって話を聞くことが必要です。さらに、相談の電話に対しては、まず、よく電話してくれたこと、その勇気をたたえることが大切です。

また、被措置児童等に関する一般的な相談を装った電話がある場合もあります。施設職員の場合、他の職員等との関係から、被措置児童等虐待の疑いを持っていても通告をためらっていることも考えられます。

このような場合、相談者が「虐待」という言葉を使わないとしても、少しでも気になる点があれば、よく話を聞き、子どもが特定できるような情報を可能な限り把握するほか、情報が不足しているままで電話を切れそうになる場合などには、再度電話をしてもらうことをお願いするなど、被措置児童等の安全が確保されるように留意します。

いずれの場合であっても、相談を受けた職員は、被措置児童等の状況等相談の内容から虐待が推測される場合には、その後の対応を念頭において相談を進める心構えが必要です。

また、通告者や届出者が匿名を希望する場合がありますが、匿名による通告や届出、情報提供や連絡であっても、できるだけ丁寧に内容を聞く必要があります。

この場合、匿名でも良いことを伝え、安心感を与えた上で、相談者との関係が切れないように繋ぐことを最優先とします。

(通告受理機関及び届出受理機関が受理の際に確認する事項)

被措置児童等虐待に関する通告や届出を受けた職員は、相談受付票等に記入し、虐待の状況や被措置児童等の状況、通告者や届出者の情報等可能な限り詳細な情報を記録しておきます。単なる相談であっても、受付票による記録を取ることが必要です。

なお、相談受付票の例については、「被措置児童等虐待通告等受理票」(Ⅲ参考資料)を参照して下さい。

以下は、被措置児童等本人以外の者からの相談・通告を受理する際に最低限確認すべき情報の例です。

- ・虐待を受けていると思われる被措置児童等の氏名、居所(施設名等)
- ・虐待の具体的な状況(虐待の内容、時期、施設等の対応)
- ・被措置児童等の心身の状況
- ・虐待者と被措置児童等の関係、他の関係者との関係
- ・相談者、通告者の情報(氏名、連絡先、虐待者や被措置児童等との関係等)

特に、被措置児童等の生命や身体等に危険がないか等の被措置児童等の状況については、可能な限り詳細に把握します。

被措置児童等本人が届出を行ってきた場合には、届出受理機関が必ず被措置児童等の安全や秘密を守ることを伝えた上で、以下の事項について子どもの状況を把握します。

- ・虐待の内容や程度
- ・被措置児童等に協力してもらえる人がいるか
- ・被措置児童等との連絡方法

また、可能な範囲で、上述の被措置児童等本人以外の者からの相談・通告を受理する際の確認事項と同じ事項について把握します。

(児童相談所において確認する事項)

被措置児童等から電話により届出があった場合においては、可能であれば被措置児童等が児童相談所へ来所するよう、あるいは来所できないとしても、児童相談所から被措置児童等の居所に出向くことを伝え、具体的な段取り等について相談し、またその際に被措置児童等の意思を尊重して対応することを十分に伝えます。届出を受理する際には、子どもに二次被害(届出受理機関の職員の配慮に欠ける対応によって傷つくこと)が生じないように、配慮することが必要です。

手紙による届出があった場合には、子どもが特定できる場合には、子どもの状況を把握するとともに、可能であれば子どもに連絡を取り、電話等による場合と同様、児童相談所への来所等について子どもと相談します。届出をした子どもに施設職員等に知られたくないというような意向がある場合には、学校の登下校時

等に子どもに接触する等の配慮も必要です。

被措置児童等が児童相談所に来所等した場合には、被措置児童等の状況や意向等をよく確かめ、被措置児童等の状況の緊急性に依じて児童相談所においてすぐに一時保護を行う必要があるか等について判断します。ただちに一時保護を行う必要があるとは判断されない場合も、今後の連絡方法や対応について子どもが理解できるよう丁寧に説明します。

ウ 守秘義務及び個人情報保護との関係並びに通告による不利益的取扱いの禁止等について

前述のとおり、被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者については、通告義務が課せられています。(児童福祉法第33条の12第1項)

通告義務と、公務員や医師等の守秘義務、行政機関や事業者等における個人情報保護の関係は以下のとおりです。また、施設職員等による通告については、通告を理由として不利益な取扱いをうけないこととされています。

(守秘義務との関係)

都道府県職員や市町村職員は、法律で守秘義務を課せられています。地方公務員法第34条は、「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない」と規定し、違反した場合は、同法第60条で罰則がかかります。さらに、児童相談所の職員の場合は、児童福祉法第61条で、「児童相談所において、相談、調査及び判定に従事した者が、正当の理由なく、その職務上取り扱ったことについて知得した人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する」と規定されています。

医師、助産師、弁護士等についても、刑法第134条で、「医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。」と規定されています。

在宅の児童虐待に関し、児童福祉法第25条(要保護児童発見者の通告義務)の通告を行うことは、守秘義務違反や秘密漏示には当たらないとの解釈が平成9年の厚生省児童家庭局長通知(平成9年6月20日児発第434号)で示されていましたが、現実には通告者が躊躇することがあり得るのではないかとの観点から、児童虐待防止法の制定の際に、「刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。」ことが規定されました。(児童虐待防止法第6条第3項)

被措置児童等虐待についても、今回の法改正で通告義務が規定されましたので、地方公務員や医師等が通告を行うことは「正当な理由」に該当し、守秘義務違反や秘密漏示には当たらないと解されますが、さらに、児童虐待防止法と同様の観

点から、被措置児童虐待を発見した者が都道府県等に通告することは守秘義務違反に当たらないことを法律上明記し、躊躇なく通告を行うこととしています。(児童福祉法第33条の12第4項)

なお、児童福祉法第33条の13においては、「・・都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所の所長、所員その他の職員、都道府県の行政機関若しくは市町村の職員、都道府県児童福祉審議会の委員若しくは臨時委員又は当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。」と規定されています。

これは、被措置児童等虐待を行っている施設職員等に対して通告をしたことが漏れることにより、同じ施設の施設職員等が、通告を躊躇することがあってはならないとの趣旨から設けられたものです。

(個人情報保護との関係)

「個人情報」とは、「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」をいいます。(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、以下「個人情報保護法」という。)

被措置児童等虐待の通告は、こうした個人情報を含むことが通常ですが、民間医療機関や私立学校等民間事業者の職員等が、被措置児童等虐待の通告を行う場合、個人情報保護法の「個人情報取扱事業者」として、同法の規制との関係が生じます。公立学校等地方公共団体の機関の職員等が被措置児童等虐待の通告を行う場合も、各自治体の個人情報保護条例の規制との関係が生じます。

民間事業者については、個人情報保護法で、あらかじめ本人の同意を得ないで、①特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならないこと(同法第16条第1項)、②個人データを第三者に提供してはならないこと(同法第23条第1項)が規定されています。ただし、「法令に基づく場合」は、これらの規定は適用されないこととされているので(同法第16条第3項第1号、第23条第1項第1号)、被措置児童等虐待の通告を行う場合は、この「法令に基づく場合」に該当するものであり、個人情報保護法に違反することにはならないものと考えられます。

地方公共団体の機関については、各自治体の条例の規定によりますが、個人情報の目的外の利用や外部への提供の制限についてはほとんどの自治体の条例で「法令等に定めのある場合」は制限の対象外としているなど、基本的には支障が生じることはないものと考えられます。

(通告による不利益取扱いの禁止)

児童福祉法第33条の12第5項においては、「被措置児童等虐待を通告した施設職員等は、通告をしたことを理由に解雇その他不利益な取扱いを受けないこと」

が規定されています。

この規定は、被措置児童等虐待の事例を施設等の中で抱えてしまうことなく、早期発見・早期対応を図るために設けられたものです。

ただし、この規定が適用される「通告」については、「虚偽であるもの及び過失によるもの」が除かれていることに留意が必要です。(児童福祉法第33条の12第4項カッコ書き)

被措置児童等虐待の事実もないのに虚偽の通告した場合には、そもそも第33条の12第1項に規定する「被措置児童等虐待を受けたと思われる児童」について通告したことにはなりません。通告が「虚偽であるもの」については、不利益取扱いを受けないとする第33条の12第5項は適用する理由がないこととなります。

また、「過失によるもの」とは「一般人であれば虐待があったと考えることには合理性がない場合の通告」と解されます。虐待があったと考えることに合理性がないと認められる場合も、同規定を適用する対象とはなりません。

都道府県においては、施設職員等に対して、虚偽や過失によるものでない限り、通告を理由とする不利益な取扱いを受けないことを周知し、施設や法人に対しても啓発に努めることが必要です。

なお、「虚偽であるもの及び過失によるものを除く」との取扱は、通告と守秘義務との関係を規定した児童福祉法第33条の12第4項でも規定されています。法律で守秘義務を課せられている者が、虚偽の通告や過失による通告を行った場合は、守秘義務違反を問われうることとなります。

2) 通告受理機関及び届出受理機関から都道府県（担当部署）への通知

都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県児童福祉審議会、市町村（児童委員を介して通告等がされた場合を含む。）に通告や届出があり、都道府県による事実確認等の必要があると認めるときは、通告や届出の受理機関は速やかに都道府県（担当部署）に通知する必要があります（児童福祉法第33条の14第3項、第33条の15第1項）。

このため、通告受理機関及び届出受理機関は、都道府県（担当部署）が適切な対応を採ることができるよう、必要な情報の的確な把握に努めなければなりません。

都道府県（担当部署）は、通告受理機関及び届出受理機関からの通知を速やかに受けられることができるよう、通知を受ける体制をあらかじめ整え、夜間・休日も含めた連絡先を周知しておく必要があります。

また、被措置児童等からの届出を受理する機関は児童相談所、都道府県（担当部署）、都道府県児童福祉審議会ですが、仮に、市町村等に相談があった場合には、届出受理機関ではないからと言って、当該児童からの話を聞かないということではなく、可能な限り子どもからの聞き取りを行い、通告された場合と同様に速やかに都

道府県（担当部署）へ連絡する必要があります。

さらに、虐待されている児童を「被措置児童等」と通告者が認識せずに通告し、通告受理機関が児童虐待防止法に基づく対応を講じている過程において、当該児童が被措置児童等であったことが明らかになった場合には、速やかに都道府県（担当部署）へ連絡し、被措置児童等虐待としての対応を講じることが必要です。

3) 通告等を受理した後の都道府県（担当部署）等の対応

都道府県（担当部署）は、通告、届出、通知を受けた場合には、速やかに担当部署の管理職（又はそれに準ずる者）等に報告します。

また、①当該県内の児童相談所が担当する被措置児童等に係る通告、届出、通知であれば、速やかに担当児童相談所へ連絡し、②県外から措置された被措置児童等に係る通告、届出、通知であれば、措置した都道府県（担当部署）へ連絡します。

個別の事案の緊急性等を踏まえ、都道府県（担当部署）は、担当チームの編成や児童相談所との連携・役割分担を行うなど体制を整備し、被措置児童等の状況の把握や事実確認等を的確に実施できるようにします。

この際、

- ・被措置児童等について生命・身体に危険が及んでいる
- ・施設等に入所する他の被措置児童等についても危険がある
- ・被措置児童等が精神的に追いつめられている

など、緊急的な対応が必要な場合には、直ちに一時保護等の必要な措置を講じることができるよう児童相談所と連携します。

また、通告、届出、通知からは緊急的な対応の必要性が認められない場合にも、速やかに事実確認を行うための体制を整え、対応方針を立てます。

4) 措置等を行った都道府県と被措置児童等の所在地の都道府県が異なる等の場合

被措置児童等が入所等している施設等の所在地と当該児童の措置等を行った都道府県が異なる場合（例：A県の児童相談所からB県の施設に措置）や、施設の所在地と所管する都道府県が異なる場合（例：児童相談所設置市C市（D県内）が所管する施設がD県内のE市に設置されている）があります。この場合、いずれの都道府県の受理機関に通告や届出が寄せられるかは予測できません。

通告や届出への最終的な対応は、被措置児童等が在籍する施設等を所管する都道府県（担当部署）が行うこととし、措置等を行った都道府県内にある受理機関や施設が所在するが当該施設を所管していない都道府県内にある受理機関に通告や届出がなされた場合には、速やかに被措置児童等が在籍する施設等を所管する都道府県（担当部署）に引き継ぐこととします。被措置児童等が住民票を移していない場合にも、通告や届出への最終的な対応は、被措置児童等が実際に在籍する施設等を所管する都道府県が行います。

里親についても、里親認定を行った都道府県の所在地と当該児童を委託した都道

府県が異なる場合は、通告や届出への具体的な対応は、里親認定を行った都道府県（担当部署）が行います。当該都道府県（担当部署）においては、当該都道府県内の里親への委託状況等を日頃から十分把握しておく必要があります。

事実確認や保護等必要な対応を被措置児童等が在籍する施設等を所管する都道府県（担当部署）が行った後、被措置児童等について措置変更等が必要な場合には、措置を行った都道府県が、被措置児童等が在籍する施設等を所管する都道府県（担当部署）と連携を図りながら、対応することとします。

6. 被措置児童等の状況の把握及び事実確認

都道府県（担当部署）と児童相談所は協力して、虐待を受けていると思われる被措置児童等の安全の確認を速やかに行い、事実を的確に把握します。

その際、必ず複数の職員による体制を組み、対応することとします（都道府県の施設監督担当者と児童相談所のケースワーカーがチームを組むなど）。

また、通告、届出、通知の内容から被措置児童等に対する医療が必要となる可能性がある場合には、施設等を訪問した際に的確な判断と迅速な対応が行えるよう、医療職（嘱託医、保健師等）が立ち会うことも望まれます。

一時保護所における虐待の通告、届出、通知があった場合には、当該一時保護を実施している児童相談所の職員以外の職員が調査を行うことや事実確認の段階から都道府県児童福祉審議会委員の協力を得るなど、調査の客観性が担保できる体制となるように配慮することが必要です。

また、同様に県立施設等における虐待についても客観性を担保できるような体制で調査を実施するよう配慮することが必要です。

調査に関しては以下の項目を実施します。

（調査手法の例）

- ・虐待を受けたと思われる被措置児童等や他の被措置児童等への聞き取り
- ・施設職員等への聞き取り
- ・施設等における日誌等の閲覧
- ・被措置児童等の居室等の生活環境の確認

（把握が必要な情報の例）

- ・被措置児童等の状況（被害の訴えの内容、外傷の有無、心理状態等）
- ・当該被措置児童等に対する施設等の対応（医師の診断等を受けている場合には治療の状況、当該被措置児童等へ謝罪等を行っている場合にはその対応状況）
- ・被措置児童等の保護者等に対する施設等の対応
- ・施設等から関係機関への連絡の状況（被措置児童等の措置等を行った都道府県が異なる場合には当該都道府県、事案によっては警察）

- ・他の被措置児童等の虐待被害の有無
- ・他の被措置児童等への影響

なお、聞き取り調査を行う際には、全ての被措置児童等や施設職員等に実施するなど、通告者や届出者が特定できないように十分配慮した方法で実施する必要があります。特に、子どもからの聞き取りでは、二次被害（調査に際しての配慮に欠けた対応によって傷つくこと）が生じないように、子どもの状況や心情に配慮した対応が必要です。また、聞き取りを行う際に、複数の職員が行う場合、質問事項をあらかじめ決めておき、職員の間で差異が生じないように工夫することも必要です。

場合によっては、被措置児童等虐待を行ったと思われる施設職員が聞き取りを拒否したり、事実を認めない場合や、被措置児童等虐待を受けたと思われる子どもが、聞き取りを拒否したりするなどの場合も考えられますが、改めて聞き取りを行う、他の子どもや職員からできるだけ多くの情報を収集するなどの工夫が必要です。また、被措置児童等虐待を受けているかどうかの確証が得られていない状況であっても、通告者や届出者をはじめできるだけ詳細に聞き取りを行い、被措置児童等虐待に該当するかどうか等の判断材料となるよう情報を整理します。

被措置児童等や施設等について把握した状況と事実を踏まえ、都道府県（担当部署）と児童相談所において方針を検討します。

なお、事実が隠蔽されたり、被措置児童等に対する影響があるなどの懸念がある場合には、調査の方法や時期等について慎重な検討が必要となりますが、その場合においても、被措置児童等の安全の確保に十分な配慮が必要です。

7. 被措置児童等に対する支援

事実確認等を踏まえ、被措置児童等虐待の事実が明らかになった場合には、都道府県（担当部署）は児童相談所等と協力し、都道府県児童福祉審議会等の第三者からの意見も取り入れながら被措置児童等に対し、以下のような支援を必要に応じて行います。

- ・虐待を受けた被措置児童等の心情等の聴取と事実の説明
- ・当該被措置児童等や他の被措置児童等の心的外傷の状況の把握と対応
- ・必要な場合には当該被措置児童等や他の被措置児童等の措置変更や一時保護
- ・当該被措置児童等や他の被措置児童等に対し、専門機関や医療機関による支援が必要である場合には支援を受けられるような条件整備
- ・児童同士の間での加害・被害等の問題がある場合には、加害児童へのケア 等

特に、緊急に保護が必要であると認められる場合には、虐待を受けた被措置児童等について直ちに一時保護等の措置を講じるとともに、同じ施設に入所している他の被措置児童等についても、一時保護等の措置や、加害者として特定された職員を指導から外す等の対応の必要がないかを確認し、子どもの安全を確保します。

施設で被措置児童等虐待の事案が発生した場合には、当該施設に入所する他の被措置児童等への影響等があることから、継続した支援を行う体制が必要になることが多いと考えられます。

さらに、都道府県（担当部署）は、被措置児童等（虐待を受けた被措置児童及び必要な場合は当該施設に入所する他の被措置児童）への対応方針を検討し、児童相談所、施設等とよく連携した上で、被措置児童等の保護者に対して対応方針の説明を行い、了解を得ます。

8. 施設等への指導等

被措置児童等虐待の事実確認等を踏まえ、都道府県（担当部署）は、児童相談所等と協力し、都道府県児童福祉審議会等の第三者からの意見も取り入れながら、以下の観点から当該被措置児童等虐待に関する検証を行うこととします。

- ・当該被措置児童等虐待が起こった要因
- ・施設等のケア体制や法人の組織運営上の問題
- ・再発防止のための取組（施設等における関係者への処分、職員への研修、施設や法人における組織・システムの見直し等）

これらの検証を踏まえ、施設等や法人に対し、児童福祉法第46条の規定に基づく権限を適切に行使しながら、必要な対応を行います。

再発防止策については、特に、施設の場合は、引き続き入所する被措置児童等への影響や施設職員への影響等にも留意しながら、施設全体として、被措置児童等虐待等の問題が起こりにくい組織・システムとすること等が必要です。

組織・システムの見直しを進める場合には、例えば、法人として子どもの権利擁護に関して詳しい第三者を加えた「検証・改善委員会」を立ち上げる等の対応が求められるところですが、その際には都道府県（担当部署）としても人選などについて協力・アドバイスしたり（例：弁護士、学識経験者、当該法人以外の施設関係者等）、委員会の議論をフォローすること（再発防止に向けた施設の再建の過程での運営への助言や職員のメンタルヘルスへの配慮等についての助言）等が必要です。

また、都道府県において施設に対する指導・勧告・命令等を行うに当たっては、法人が、実際に虐待を行った職員等に対する処分のほか、必要な場合には法人の理事や施設長に対する処分など、組織としてどう対応しているかを踏まえ、行政としての対応を行う必要があります。

都道府県においてこれらの対応を行った後は、速やかに都道府県児童福祉審議会に報告する必要があります。

また、これらの対応については、口頭や文書による指導、勧告、命令等を一度限り行って終わるのではなく、都道府県（担当部署）は、都道府県児童福祉審議会ともよく連携を図りながら、当該施設等や法人のケアのあり方、運営のあり方の見直しの進

渉状況を継続して見守り、確認していく必要があります。最終的には、施設等や法人からの報告を求め、具体的にどのように改善されたか等について実際に確認することが必要です。

<児童福祉法による権限規定>

第30条の2		都道府県知事	小規模住居型養育事業を行う者、里親、児童福祉施設の長、一時保護を行う者に対する必要な指示又は報告徴収
第34条の4	第1項	都道府県知事	小規模住居型児童養育事業を行う者、児童自立生活援助事業を行う者に対する報告徴収、立入検査等
第34条の5		都道府県知事	小規模住居型児童養育事業を行う者、児童自立生活援助事業を行う者に対する事業の制限又は停止命令
第46条	第1項	都道府県知事	児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対する報告徴収、立入検査等
	第3項	都道府県知事	児童福祉施設の設置者に対する改善勧告、改善命令
	第4項	都道府県知事	児童福祉施設の設置者に対する事業停止命令

なお、被措置児童等虐待のうち、身体的虐待は、刑法の「傷害罪」、「暴行罪」にあたり、死に至れば、「殺人罪」や「傷害致死罪」などに問われます。また性的虐待の場合は、「強姦罪」、「強制わいせつ罪」、「準強制わいせつ罪」などに問われます。刑事訴訟法第239条では、公務員はその職務を行うことにより犯罪があると思科するときは、告発する義務のあることが規定されています。

被措置児童等虐待においては、都道府県（担当部署）が事実関係を把握した段階やその後調査を進める中で、子どもの最善の利益の観点から告訴、告発が必要な場合には、躊躇なく判断し、被害者による告訴の支援や行政として告発を行うことが必要です。（なお、被害者による告訴の支援については、二次被害が生じないよう配慮した対応が必要です。）

また、警察との連携については、何かあってから突然に連絡するのではなく、日頃から意見交換等の機会を持ち、円滑な協力関係を作ることが必要です。

被措置児童等虐待事案の対応例

①施設長も含めた複数の職員による体罰、暴言の事案の対応例

発見・通告（届出）	○施設に入所している3名の児童（小学生男児1名、女児2名）が権利ノートに記載されていた児童福祉審議会の連絡先の電話番号に連絡(届出)。児童福祉審議会の事務局である県児童福祉課が届出を受け、児童福祉審議会委員に緊急連絡。
事実確認（調査）	○児童福祉審議会委員の指示の下、県児童福祉課職員と児童相談所児童福祉司は、児童の通っている学校に出向き、事実確認を実施。 ○3名の児童からの聞き取り調査の結果、施設長や指導員2名、保育士3名がたたく、蹴る等の暴力や、暴言等の行為を訴えのあった児童以外の児童にも日常的に行っていたことが確認された。 ○県児童福祉課は、施設長の懲戒権濫用の疑いがあるとして立入調査を実施し、施設長及び職員に調査を実施したところ、虐待行為について事実を認めた。
被措置児童等に対する支援	○最初の訴えを行った児童らは、訴えたことにより不安が高くなり、情緒不安定になったため、児童相談所の児童心理司によるケアを開始した。
児童福祉審議会への報告・意見聴取	○県児童福祉審議会において検証委員会を開催し、今回の事態が起きた背景や施設の管理・指導体制について検証を行い、改善に向けての提言を受けた。
都道府県による指導	○県児童福祉審議会検証委員会の提言を受け、具体的な再発防止に向けての取り組みを実施するよう指導 ・法人に対し改善勧告 ・法人の設置する「検証・改善委員会」の人選や運営等についての助言や参画
施設の対応	○法人及び施設は、県児童福祉審議会検証委員会の提言に基づく県からの指導により、以下の対応や取り組みを実施。 ・臨時に理事会を開催し、施設の指導体制の改善に向けて第三者も含めた「検証・改善委員会」の設置と、施設長の交代と施設長及び職員の処分を決定 ・施設運営についての改善計画書の作成、提出 ・法人の他施設から職員を配置転換するなど指導体制の強化 ・体罰によらない援助技術獲得のための研修の実施
フォロー	○県と児童相談所が協力し、再発防止のための事後指導を実施。 ・県児童福祉課による施設の改善状況の確認 ・児童相談所による被措置児童等の経過観察及び心理ケア ○法人及び施設の「検証・改善委員会」の継続、改善状況の確認

②職員による性的虐待の事案の対応例

<p>発見・通告（届出）</p>	<p>○被害児童（中2女兒）が中学校の教員に施設の男性職員から性的虐待を受けているとの訴えがあり、教員が児童相談所に相談。</p>
<p>事実確認（調査）</p>	<p>○児童相談所は通告の事実について県児童福祉課に連絡。 ○県児童福祉課職員と児童相談所児童福祉司は、児童の通っている学校で事実確認を実施。 ○児童からの聞き取り調査の結果、半年にわたり、性関係を強要されていることが判明。 ○女兒は、事実を打ち明けたことで、その日は施設に帰りたくないと訴えたため、児童相談所の一時保護所で一時保護を開始。 ○県児童福祉課は、施設長に対し当該職員を指導から外すよう指示するとともに、事実関係や他の被害児童がいないかどうかについての報告を求め、施設長から当該職員に確認したところ、当初は否認していたが、被害児童からの具体的な聴取内容について突きつけるとようやく事実を認めた。また、調査の結果、他の児童への被害については確認されなかった。</p>
<p>被措置児童等に対する支援</p>	<p>○被害児童に対しては、被害状況や妊娠及び性感染症について確認するために婦人科の受診をさせるとともに、児童心理司によるケアを実施。 ○被害児童の意向を十分聴取した上で刑事告訴を支援し、後日男性職員強制わいせつ罪で逮捕された。 ○他の入所児童に対し、同様の被害を受けていないかどうか確認するとともに、本件について、被害児童の立場に配慮しつつ説明を行った。</p>
<p>児童福祉審議会への報告・意見聴取</p>	<p>○県児童福祉審議会に報告し、検証委員会を開催し、今回の事態が起きた背景や施設の管理・指導体制について検証を行い、改善に向けての提言を受けた。</p>
<p>都道府県による指導</p>	<p>○検証委員会の提言を受け、具体的な再発防止に向けての取組を実施するよう指導（管理指導体制の改善） ・法人に対し改善勧告</p>
<p>施設の対応</p>	<p>○法人及び施設は、検証委員会の提言に基づく県からの指導により、以下の対応や取り組みを実施。 ・当該職員の処分（懲戒免職） ・施設運営についての改善計画書の作成、提出</p>
<p>フォロー</p>	<p>○県と児童相談所が協力し、再発防止のための事後指導を実施。 ・県児童福祉課による施設の改善状況の確認 ・児童相談所による被措置児童等の経過観察及び心理ケア ・子どもの権利擁護をテーマとした研修会の開催</p>

③他の被措置児童等による身体的虐待と心理的虐待を放置した事案の対応例

<p>発見・通告（届出）</p>	<p>○被害児童（小1男児）が、施設職員に同じ施設に入所している児童（中1男児）から暴力をふるわれ、言葉の暴力もあると相談した。施設職員が加害児童に確認したが事実を否認したため特に指導せず、被害が継続する。小学校の担任が、被害児童の顔面に内出血があることから、被害児童に確認したところ、これまでの経過について担任に話した。校長は施設長に事情を説明し、加害児童への指導をするよう話をしたが、施設長からも加害児童に事実を確認するも否定したため、その後は特に指導をしなかった。その後、再度被害児童が足に怪我をしていたため、担任が確認すると、加害児童から蹴られたと判明し、校長が児童相談所に相談。</p>
<p>事実確認（調査）</p>	<p>○児童相談所は通告の事実について県児童福祉課に連絡。 ○県児童福祉課職員と児童相談所児童福祉司による被害児童からの聞き取り調査の結果、1年間にわたる暴力・暴言の被害を確認。 ○県児童福祉課職員と児童相談所児童福祉司は、施設長及び施設職員に調査。 ○児童相談所児童福祉司は、加害児童に事実を確認したところ、加害行為を否認したが、他の児童に対し、被害を受けていないかどうかについても確認したところ、他の児童も含め数名が加害児童からの暴力被害を継続的に受けていたことが判明した。</p>
<p>被措置児童等に対する支援</p>	<p>○被害児童に対しては、児童心理司による面接と心理検査の実施後、施設の心理療法担当職員が心理ケアを実施。 ○加害児童については、心理検査や行動観察のため一時保護を実施。加害児童は、これまで言わなかった在宅時の父親からの被虐待経験について話し出し、一時保護解除後は施設から児童相談所に通所し、心理ケアを継続的に実施。</p>
<p>児童福祉審議会への報告・意見聴取</p>	<p>○県児童福祉審議会に報告し、検証委員会を開催し、今回の事態が起きた背景や施設の管理・指導体制について検証を行い、改善に向けての提言を受けた。</p>
<p>都道府県による指導</p>	<p>○検証委員会の提言を受け、具体的な再発防止に向けての取り組みを実施するよう指導（管理指導体制の改善） ・法人に対し改善勧告</p>
<p>施設の対応</p>	<p>○法人及び施設は、検証委員会の提言に基づく県からの指導により、以下の対応や取り組みを実施。 ・施設運営についての改善計画書の作成、提出 ・職員研修の実施（テーマ：児童間暴力、児童相談所との連携）</p>
<p>フォロー</p>	<p>○県と児童相談所が協力し、再発防止のための事後指導を実施。 ・県児童福祉課による施設の改善状況の確認 ・児童相談所による被害児童の経過観察と加害児童への心理ケア</p>

9. 都道府県児童福祉審議会の体制・対応

1) 都道府県（担当部署）による都道府県児童福祉審議会への報告

被措置児童等虐待について、事実確認等や被措置児童等の保護等の必要な措置を講じた場合には、都道府県（担当部署）は、以下の事項について都道府県児童福祉審議会へ報告しながら引き続き対応を行います。（児童福祉法第33条の15第2項）

<報告事項>

- ① 通告・届出等がなされた施設等の情報
（名称、所在地、施設種別等）
- ② 被措置児童等虐待を受けていた児童の状況
（性別、年齢、家族の状況、その他心身の状況）
- ③ 確認できた被措置児童等虐待の状況（虐待の種別、内容、発生要因）
- ④ 虐待を行った施設職員等の氏名、年齢、職種
- ⑤ 都道府県において行った対応
- ⑥ 虐待があった施設等において改善措置が行われている場合にはその内容

これらの報告については、数か月に1回程度定期的に行われる審議会の場で実施するほか、重大な事案の場合や審議会の委員が求めたときには、緊急に審議会を開催し、報告することが必要です。

2) 都道府県児童福祉審議会による意見、調査等

都道府県児童福祉審議会においては、必要に応じて都道府県の対応方針等について意見を述べます（児童福祉法第33条の15第3項）。

これは、被措置児童等虐待に対する対応等について、専門的・客観的な立場から意見を述べる仕組みを取り入れることで、都道府県によるよりの確な対応が可能となるよう設けられた仕組みです。

都道府県（担当部署）においては、例えば、施設職員等からの聞き取り内容と被措置児童等からの聞き取り内容に乖離がある場合、施設等が調査に拒否的な場合、専門的・客観的な立場からの意見が有効な場合などについて、専門的・客観的な立場からの意見を踏まえて調査・対応を進めることが可能となります。

さらに、都道府県児童福祉審議会は、都道府県（担当部署）や児童相談所だけでは調査が困難な場合や都道府県から報告された事項だけでは不十分な場合等には、必要に応じて、関係者から意見の聴取や資料の提供を求めることができます。（児童福祉法第33条の15第4項）

虐待等の問題が起こったときに、関係者が可能な限り納得し、協力してその解決と施設等における養育・ケアの改善に取り組むことができるよう、都道府県は、積極的に都道府県児童福祉審議会の意見を求めながら、対応を進めることが必要です。

3) 都道府県児童福祉審議会の体制

都道府県児童福祉審議会には大きく分けて4つの役割があります。

- ①被措置児童等虐待の通告・届出を受けること
- ②都道府県の講じた措置等について報告を受けること
- ③必要に応じ、都道府県に対し、意見を述べること
- ④必要に応じ、調査を行うこと

都道府県児童福祉審議会の体制については、

- ①児童福祉、法律、医療等の専門家を含めた数名からなる被措置児童等虐待対応専門の部会を設置する
- ②児童福祉法第27条第6項に規定する措置に関する事項について審議する部会において被措置児童等虐待についても審議する
- ③①、②の部会に被措置児童等虐待対応専門の機動性のある実動チームを置くなどいくつかの方式が考えられます。それぞれの都道府県において実効性が高いと判断した体制で実施します。被措置児童等虐待に関し、専門的・客観的な立場からの意見を必要とする際には速やかな審議ができるよう、可能な限り頻回開催できるような形態を工夫することが必要です。

都道府県児童福祉審議会の委員については、弁護士、医師、児童福祉の専門家（学識経験者、児童福祉行政経験者、児童福祉施設関係者等）も含め、適切に児童の状況や施設の状況を判断できる方になっていただくことが必要です。

また、都道府県児童福祉審議会は、被措置児童等虐待の通告や届出の受理機関となりますが、同審議会の委員が夜間も含めて全ての通告や届出を受けることは困難であると考えられます。

このため、例えば、

- ① 電話受付は審議会事務局が行うが、受理された通告や届出を速やかに委員へ連絡する仕組み
- ② 審議会から一定の権限を委嘱された者が電話により通告や届出を受理し、軽微な案件については権限の範囲内で対応・事後報告し、重大・困難な事案についてはその都度委員に判断を仰ぐ仕組み

等の対応が考えられます。

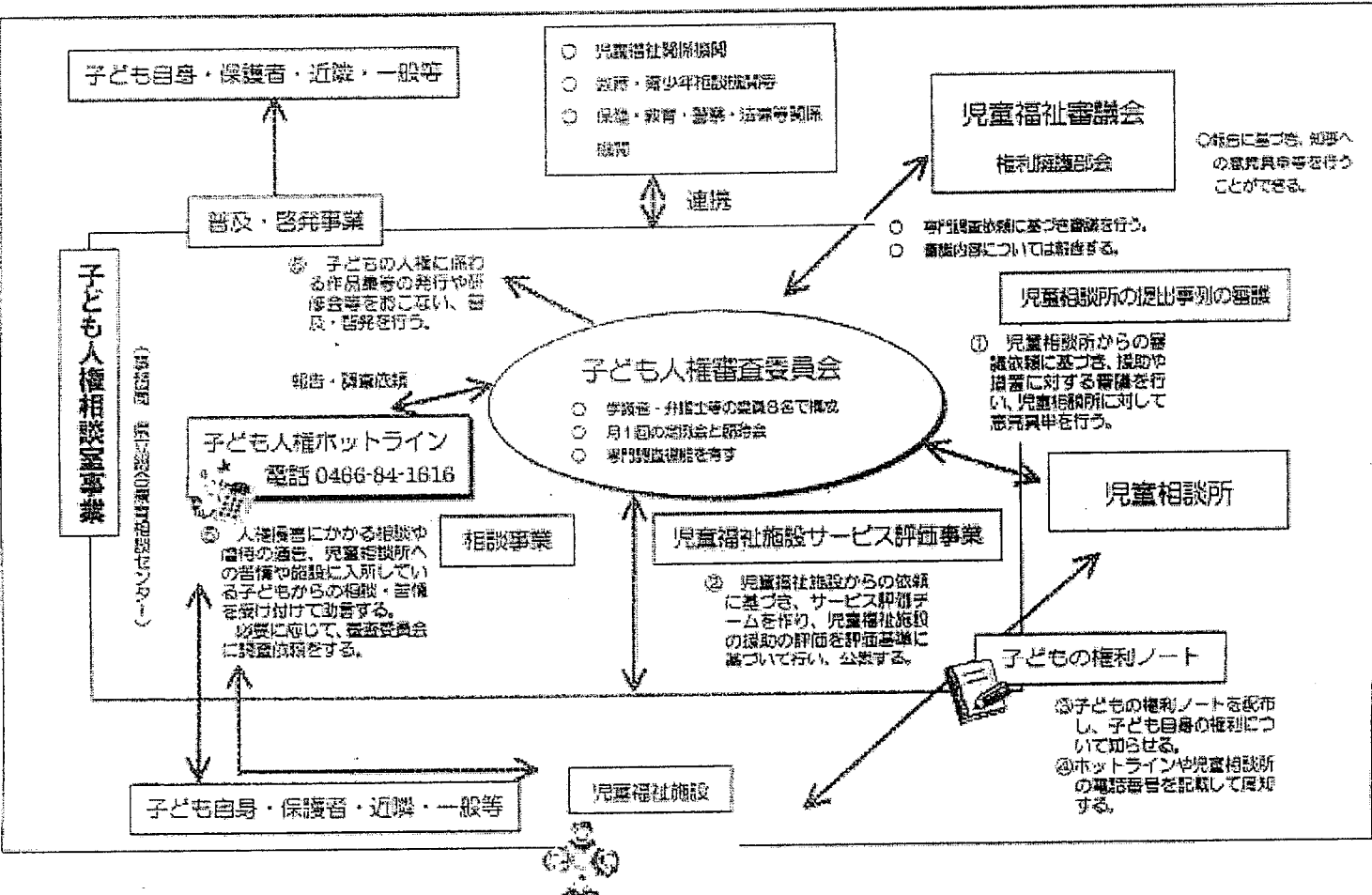
なお、電話以外にもはがきやメールなどの手段を活用し、委員が速やかにその内容を確認できるようにするなどの仕組みも有効と考えられます。

いずれの場合であっても、一時保護所における虐待に関する通告や届出もあり得ることから、電話受付の際、都道府県児童福祉審議会委員自身が電話を受け付けず、事務局などが受け付ける場合には、都道府県児童福祉審議会事務局（又はその委嘱を受けた者、代理者）という第三者の立場で対応することが求められます。

このほか、一時保護所における虐待に関する通告や届出が行われた場合には、事実確認等の段階から都道府県児童福祉審議会の委員や第三者のより積極的な協力を求めることが考えられます。

〈第三者機関・児童福祉審議会の実践例〉
 ・神奈川県（かながわ子ども人権相談室事業）

「かながわ子ども人権相談室事業」における子どもの人権を守るしくみ



10. 被措置児童等虐待の状況の定期的な公表

都道府県は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとされています（児童福祉法第33条の16）。

この定期的な公表制度は、各都道府県において、被措置児童等虐待の状況を定期的かつ的確に把握し、各都道府県における被措置児童等虐待の防止に向けた取組を着実に進めることを目的とするものです。したがって、被措置児童等虐待を行った施設名等を公表して施設等に対し制裁を与えよとの趣旨ではありません。

こうした点に留意しつつ、制度を運用することが必要です。

公表の対象となる被措置児童等虐待は、都道府県が事実確認を行った結果、実際に虐待が行われたと認められた事案を対象とし、次の項目を集計した上で、公表します。

（都道府県が公表する項目）

①被措置児童等虐待の状況

- ・虐待を受けた被措置児童等の状況（性別、年齢階級、心身の状態像等）
- ・被措置児童等虐待の類型（身体的虐待、性的虐待、養育放棄、心理的虐待）

②被措置児童等虐待に対して都道府県が講じた措置（報告聴取等、改善勧告、改善命令、事業停止等）

③その他の事項

- ・施設種別・小規模住居型養育事業・里親・一時保護所の別
- ・虐待を行った施設職員等の職種

なお、この制度は、個別の被措置児童等虐待の事案の発生・発覚の際に、都道府県が虐待を受けた被措置児童や他の児童への影響に配慮した上で適切に事案の公表を行うことを何ら妨げるものでもありません。

11. 被措置児童等虐待の予防等

「2. 基本的な視点」で前述した内容とも重なりますが、施設における被措置児童等虐待を予防し、また、虐待が発生した場合も再発防止を図るためには、以下のような取組が進められるよう、都道府県として常に配慮することが必要と考えます。

さらに、本ガイドラインも参考としつつ、各都道府県において、ケアのあり方や権利擁護を図るための取組方法などについてガイドラインを作成すること、関係者の勉強会を行うこと等を通じ、都道府県内の関係者が共通の認識と、連携を深め、それぞれの各地域でよりよいケアが行うことができる体制作りを進めていくことが何よりも重要です。

1) 風通しのよい組織運営

施設においては、被措置児童等の支援には、必ずチームを組んで複数の体制で臨むこととし、担当者1人で抱え込むことがないようにします。

このためには、ケアの体制を考える際に、様々な職種がチームとなって1人の子どもに対応するシステムとするとともに、被措置児童等の自立支援計画等の見直しや対応方法の検討が必要な場合には、チームで意思疎通を図りながら行うことが必要です。

被措置児童等の支援に当たっては、個々の職員の援助技術や資質の向上等が求められることはもちろんのことですが、法人の理事会や第三者委員会が十分機能していなかったり、施設長に職員が意見を言えない雰囲気があったり、又は子どもに対する不適切な処遇が日常的に行われており、これが当然という雰囲気があるなど、組織全体として問題があると、深刻な虐待につながる可能性があります。

施設職員と施設長などが意思疎通・意見交換を図りながら、子どものケアの方針を定め、養育内容の実践、評価、改善を進めていくなど、風通しのよい組織作りに努めます。

2) 開かれた組織運営

都道府県の監査においては、会計面の監査のみならず、ケアの内容に関しても監査を実施することが必要です。

施設においても、第三者委員の活用や第三者評価の活用など、外部からの評価や意見を取り入れることにより運営の透明性を高めるようにします。

透明性を高めるに当たっては、第三者委員を入れるだけ、第三者評価を受けるだけ、というようにそれぞれの仕組みをばらばらに使うのではなく、第三者委員が述べた意見が、法人の理事会、施設の基幹的職員（スーパーバイザー）に伝わる仕組みを作ることや、それぞれの仕組みで検討した改善事項について関係者が共通認識をもって、取り組むことなどが重要です。

3) 職員の研修、資質の向上

職員の子どもに対する対応方法が未熟であったり、職員が子どもを抱え込むことなどが要因となり被措置児童等虐待が起こることがあります。職員個人の主観としては、「子どものため」に行っていることであっても、結果的には被措置児童等虐待につながってしまうこともあります。

このようなことが起こらないよう、まず、職員の意欲を引き出し、これを活性化するための研修や施設の組織的な運営・体制を整えるための研修が必要です。このほか、職員の援助技術向上のための研修を実施することが必要です。また、特定の職員が子どもを抱え込むことがないよう、基幹的職員（スーパーバイザー）が指導することや自立支援計画のマネージメントを実施することなどが必要です。

また、都道府県や地域単位で関係者が集まり、研修会の開催やケーススタディ等を行うことにより、個々の施設職員等の視野が広がるとともに、関係者全体として、被措置児童等虐待への対応や予防に関する認識の共有化やノウハウの蓄積が期待できます。

4) 子どもの意見をくみ上げる仕組み等

子どもの気持ちをよく受け入れつつ、子どもの置かれた状況を可能な限り説明すること、子どもの意向や意見を確認し、子どもが自らの置かれた状況や今後の支援について理解できていない点があれば再度説明すること、子どもが自らの権利や必要なルールについて理解できるよう学習を進めることなどがが必要です。

具体的には、

- ・ 措置・委託を実施する際に、子どもの置かれている状況の説明、今後の生活についての理解を深めるようにする
- ・ 定期的に個別に子どもと話をする機会を設け、子どもが現在置かれている状況に関する意見や疑問等に応える
- ・ 自立支援計画の策定や見直しに当たっては、子どもの意見を聴く
- ・ 措置変更や措置解除を行う際には、事前に子どもの意見も踏まえる
- ・ 子どもが現在受けている対応がおかしいと思ったら、それを外部に伝えても訴えても良いということを伝える

等の取組が必要です。

また、子どもの置かれた状況や子どもの権利などを記したいいわゆる「子どもの権利ノート」等を活用し、措置・委託を行う際や措置・委託中に子どもが自らの権利を理解するための学習を進めることも重要です。

いずれの場合でも、自らの意見を明確に述べることと、「わがまま」を言うことは区別されること、権利として主張すべきことと守るべきルールがあることなどについて、子どもがよく理解できるように説明することが必要です。これらの取組を進める前に、子どもの権利の学習についての職員等の対応方法等に関する研修を実施することも考えられます。

<具体的な権利ノートへの記載事項や子どもの権利の学習に関する取組例>

- ・ 被措置児童等を対象とした「子どもの権利ノート」や子どもの権利についての学習会の開催（再掲）
- ・ 「子どもの自治会」等の開催を通じた被措置児童等による主体的な取り組みや、「意見箱」の設置など、子どもの意見を汲み取る仕組みづくり（再掲）

なお、子ども自らが被害を訴えることができないような子ども（例：乳児・重度の障害児）もいます。職員の意識向上を図り、相互啓発していくことがより一層望まれるところです。

Ⅲ 参考資料

被措置児童等虐待通告等受理票（例）

受付日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分	受理者	
------	--------------------	-----	--

通告内容

虐待の種類	1 身体的虐待 2 性的虐待 3 ネグレクト（養育の怠慢・放棄） 4 心理的虐待
通告の内容及び子どもの状態 （虐待の内容、時期、子どもの心身の状態、施設等の対応、特に注意を要する事項について）	

子どもについて

氏名		男・女	年齢	歳	生年月日	平成 年 月 日
学校等	保育所・幼稚園・（ ）学校・その他					学年等
施設等名称						
施設等住所						
施設等代表者			担当者名・職名			

虐待者について

氏名		男・女	年齢	歳	
児童との関係				役職名	

通告者について

氏名		男・女	児童との関係	
匿名希望	あり・なし	所属		連絡先